

平成19年12月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成19年12月12日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君 議 事 係 長 目 羅 洋 美 君

議 事 日 程

議事日程第2号

第1 一般質問

第2 休会の件

開 議

平成19年12月12日（水） 午前10時00分開議

○議長（末吉定夫君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成り立ちました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（末吉定夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、八代一雄議員の登壇を許します。八代一雄議員。

〔14番 八代一雄君登壇〕

○14番（八代一雄君） おはようございます。議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。

まず、市制施行50周年についてお伺いさせていただきます。昭和33年10月1日、6,220世帯、3万2,464人の人口をもって県下18番目に本市が誕生いたしました。ちなみに、当時、旭市が3万786人、茂原市が3万4,189人、東金市が3万4,494人だったそうです。この昭和33年という年は、昭和史にも残る年でした。赤線廃止、一万円札誕生、そして野球の長嶋選手が巨人軍に入団と、昭和の高度成長期を目前に控え、すべてに活気のある年であり、古きよき時代でした。

そのような中、当時、勝浦市誕生の祝賀行事は3日間にわたり市民とともに市内各地で行われたそうです。私のおじもオートバイでのパレードに参加した当時の写真が残されています。

それから、はや50年を迎えようとしています。いろいろなところで昔の面影は残っていますが、時代は昭和から平成へと目まぐるしく変貌を遂げてきました。しかし、残念ながら、はっきり言って、本市は半島性、地域性の問題もあり、この間、著しい発展を遂げてきたとは言えません。現在も過疎化に加え、全国的な少子高齢化の波に押され、大変な時期を迎えております。藤平市長も市政を担当して来年がちょうど50周年の5分の1に当たる10年目を迎えます。勝浦で生まれ、勝浦で育った藤平市長にとって、記念すべき50周年という大きな節目を迎え、感慨深いものがあると思いますが、まずは市制50周年に対してどのようなお気持ちか、お聞かせください。

次に、素朴な質問で恐縮ですが、市制施行50周年の年とは来年の1月1日からを言うのですか、あくまでも、行政年度の4月1日からを指すのですか、お教えください。

それから、この50周年という記念の行事計画や、また何か特別な企画や構想があれば、お示しください。そして、ひな祭りを初め各種のイベント、行事等に市制施行50周年という冠をつけて、イメージアップ、スケールアップをさらに図ることはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

最後に、すべてに厳しい時代ですが、50周年を機に、ぜひ、今後の勝浦の将来展望について市長のお考えをお聞かせください。

次に、公民館教室についてお尋ねいたします。現在、本市では中央公民館、興津公民館、総野集

会所、上野集会所の4カ所で各種の教室が開設されております。最近のデータを拾ってみますと、平成16年、25教室、参加延べ人員2,400人、平成17年、24教室、2,437人、平成18年、22教室、2,460人となっております。若干ですが、参加者数が増加傾向にあるということは、大変喜ばしいことです。

そこで、まずお伺いいたしますが、講座教室の廃止、新設はどのように決定されるのか、お教えください。

次に、今回、私が開設を検討してほしい講座は、健康マージャンというのですが、賭けない、飲まない、吸わないという基本ルールのもと、今、高齢者の間で静かなブームを呼んでいるマージャンゲームです。高齢者には頭や手先を使い、新しい仲間もでき、なおかつ楽しいゲームで、夫婦一緒に楽しんでいる方も大勢いるそうです。勝浦では、一般的にマージャンというと余り高齢者にはなじみが薄いようですが、都会のサラリーマンからリタイアして定住してきた人たちにとっては、一番身近な当たり前の遊びであるそうです。隣のいすみ市では、麻雀博物館があるおかげで世界大会や、この11月には国際大会が開催され、活発に健康マージャンが行われております。また、先ごろ、NHKの放送でも健康マージャンを取り上げておりました。頭や手先を使うため、認知症の予防にとっても、とても効果があるそうで、各自治体も注目しているそうです。これからの時代は、いろいろな角度からいろいろなバリエーションを持って対応していく必要があると考えます。

そこでお尋ねいたしますが、健康マージャンについてはどの程度の認識をお持ちでしょうか。また、講座新設についてはどのようにお考えですか、お聞かせください。

以上で1回目の質問を終了させていただきます。

○議長（末吉定夫君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの八代議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、市制施行50周年を迎えるに当たっての感想ということでありますが、昭和33年10月1日に県内で18番目の市として市制を施行以来、来年で50周年の節目の年を迎えることになりました。この間、陰に陽に市勢伸展のためにご尽力をいただいた多くの方々に心から御礼を申し上げる次第であります。

私事ではありますが、昭和33年といえますと、3月に大学を卒業し、東京から勝浦に帰ってまいりまして、家業を手伝いながら将来のことを考えていたときであり、いわば人生の分岐点の時期でもありました。当時は、議員がおっしゃられたように、3日間にわたり祝賀行事が行われたことも、よく覚えております。

あれから50年。この間、社会情勢は大きく変化し、少子高齢化、高度情報化、環境問題に加え、市民の方々のものの考え方や価値観も大きく変化してきております。私は、市制50周年の意義を、過去の歩みを顧みるのみではなく、来るべき次の世代に今日までの歩みをどう生かしていくかにあると考えております。

次に、市制50周年の年を、1月からの暦年でとらえるか、4月からの会計年度でとらえるかということですが、昭和33年10月1日が市制施行日でありますので、来年10月1日に50周年を迎える、それについて特にこだわることはないと考えております。ただ、基本的には、記念事業、関連事業について、平成20年度予算で位置づけをする考えであります。

次に、市制50周年記念事業について申し上げます。現在、庁内において最終的な詰め段階に入

っておりますが、現時点の案ということで申し上げますと、10月1日に記念式典を開催するほか、記念事業として市民旅行、NHK公開番組、中学生議会、写真による回顧展のほか、何事業かをさらに追加する予定であります。また、議員よりご指摘のありました毎年行っております各種イベントにつきましても、50周年記念事業としての内容の充実を図るよう、各課に指示をしたところであります。

次に、勝浦市の将来展望について申し上げます。確かに市制施行時から見ますと、人口減少や最近における厳しい財政状況など、かつて先人の経験としたものと異なった厳しい試練に直面しております。地方自治は民主政治の基礎をなすものと言われておりますが、地域住民の方々の要望に沿って、真に住みよい社会をつくっていく道は、いつの時代でも常にさまざまな問題がつきものですが、この試練を乗り越えて、市民が主人公の基本的スタンスのもと、希望を持って住みよいまちづくりのため全力を傾注することが、私に課せられた責務であると考えております。

以上で八代議員の一般質問に対する答弁を終わります。なお、公民館教室事業の新規講座開設につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（末吉定夫君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの八代議員の一般質問に対しお答えいたします。

1点目の公民館教室事業の講座教室の廃止、新設について、どのように決定されるのかとのご質問でございますが、教室の廃止につきましては、新設してから3年が経過した教室を対象に検討を行っており、その中で受講者数が少ない教室を廃止するようしております。

次に、教室の新設でございますが、公民館利用者からの要望等を参考に、新規の教室を企画するようしております。また、これにつきましては、新設する際の資料として受講している教室の感想及び今後希望する教室について、受講者にアンケートをとっております。

2点目の健康マージャンについては、どの程度の認識を持っているか、また、講座新設についてどのように考えているかとの質問でございますが、健康マージャンにつきましては、東京にございます日本健康麻雀協会が麻雀の持つギャンブル性やたばこの煙だらけの部屋でのゲームというマイナスのイメージを払拭し、本当は子供から大人まで楽しめる知的で飽きのこないゲームということを知ってもらうため、昭和62年にスタートしたものと聞いております。また、このゲームが頭や手先を使うことから、ぼけ防止によいという記事が朝日新聞にも掲載されており、順天堂大学の教授の談話に、40歳から60歳代に何らかのゲームを多くしていた人は認知症になりにくいとの記事も掲載されております。質問の中にもございましたとおり、賭けない、飲まない、吸わないの3ないを基本ルールとして実施することを前提に、健康のためのゲームとして開催しているということを認識しております。

次に、健康マージャン講座教室の新設につきましては、他の自治体での実施状況や公民館利用者からアンケート等を実施いたしまして、検討してまいりたいと考えます。

以上で八代議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） ご答弁、どうもありがとうございました、というよりも、期待以上のご答弁をいただきました。

まず、市制50周年、市長の50周年を顧みてのお考え、また、これから先の勝浦の将来展望について

てのお考え、十分、よく承知いたしました。この市制50周年に当たって、なぜ年度にこだわったかと申しますと、平成20年度の会計年度をもって市制50周年をとり行うということなのですが、1月1日からなら、当然お正月から始まっていく消防の出初式、成人式、そういうものにも市制50周年という形で対応していけるのかなという思いがありましたもので、そこに素朴な質問で触れさせていただきました。

今、平成19年、年度途中、予算編成の時期もありまして、現時点での企画、構想、市長のほうからお伺いいたしました。まだ、はっきりお決まりでない企画もあるようでございますけど、市民旅行を初め、中学生議会、そういうものを含めて、今後の歴史に残る、住民が住むにおいて歴史というものは非常に大事だなというふうに考えます。勝浦も市制50周年という歴史、この重み、また、今後、60年、70年という形に向かっていったときに、ああ、50周年のときは藤平市長の担当でという思いが残るような50周年にしていただければなという願望を持っております。

早いもので、本当に50周年ですが、そういった気持ちを含めまして、いろんな方々がこの勝浦市の50周年に協力していただいて、ようやく50周年という形を迎えることができたというふうに、私は考えておりますので、今、市長ご答弁いただいたように、よろしく願いいたしたいと思っております。そしてまた、これからの勝浦についても、今、国の政策もさることながら、非常に厳しい地方自治体の運営に市長は携わっているわけですから、本当に大変だなというふうに常々思っていますが、とにかく、それに負けないで、何とか今の閉塞感あふれる勝浦を少しでも、市長が今おっしゃったように、全力を挙げて責務に向かって頑張っていってほしいと思っております。応援させていただきます。

もう一つ、健康マージャンです。正直、マージャンというテーマで質問させていただきました関係上、はっきり言って、そんなの関係ねえというようなご答弁が来るんじゃないかなと思ったんですけど、近隣でもそういうふうな形で始めています関係がありますので、社会教育課でも健康マージャンという認識、十分いただいておりますというふうに私、感じましたもので、本当にありがとうございます。

先ほど言いましたように、いすみ市でも盛んに開催されております。いすみ市では健康づくり講座というような名目でも取り入れております。また、聞くところによりますと、御宿でも西武台のほうで開かれているというふうに聞いていますので、また、御宿のほうの動向もお調べいただいて、近い将来、ぜひ導入していただけるように切にお願いいたします。ただ、このような時代ですから、市民の要望をすべてとらえるというのは非常に難しい問題もあります。全部行政におんぶに抱っこというような形で入っていくのは、決して正しい姿ではない。要望する側もそれなりの土台を踏まえて、行政にお手伝いしてもらって開催していくのが本来の姿であるし、また、それが正しい姿であるというふうに感じていますので、そういうお話しいただいた方々にもその旨、私もお話しして、受講者からの土壌づくりに私も励んでいきますので、その辺、十分検討していただいて、善処してくださいというふうに、私、受け取っておりますので、ぜひお願いいたします。

先ほど言いましたように、期待以上のご答弁いただきましたので、2度目のご答弁、結構ですので、ぜひよろしく願いいたします。市長にも来年の市制50周年という大変な年に当たりますので、市民からも何かそのときに、自分たちもできる催し物を考えているような動きもありますので、そのときにまた、担当課のほうにご相談ありましたら、前向きな対応でよろしく願いいたしたいと思っております。残り9分残しまして、次の質問者にバトンを渡したいと思っております。どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（末吉定夫君） 続きまして、水野正美議員の登壇を許します。水野正美議員。

〔15番 水野正美君登壇〕

○15番（水野正美君） 私はさきに通告しました水道問題、広域ごみ処理施設建設問題、児童福祉のうちの保育所問題を中心に、通告いたしました順序に従って質問いたします。

まず最初に、水道問題についてであります。私は9月議会において、勝浦市の水道事業の現状と今後の経営戦略について質問し、とりわけ広域水道企業団に対する対応と市水道事業における広域水道の位置づけについて質問しました。

1回目の市長答弁では、将来の水需要を的確に把握して、自己水源と広域水道の能力・機能を最大限に生かしながら、効率的な施設整備計画について検討していくという、当たりさわりのない、どのようにも理解できる答弁をいただきました。

私が質問したのは、市水道事業の経営戦略上の問題として、広域水道から総給水量の3分の1を受水しながら、そのための受水費として勝浦市水道会計の原水及び浄水費の3分の2を支払うという構造的な問題について、これを改め、市長が答弁しているように、将来の水需要を的確に把握する中で、自前の水道を整備し、広域からの受水量を減らしていく。そのことによって、市民の財政負担を軽減し、また、市水道施設整備を促進する財源を確保することを考えるべきとの立場から質問したのであります。まさに、将来の水需要を的確に把握した上で、勝浦市の経営戦略をどうするのか、私の質問のメインテーマであったのであります。

しかし、これに対する市長の3回目の答弁は、勝浦市の水道の将来を考えれば、広域水道に比重を置くのが賢明であり、現在の市水道は補完的な立場として水需要に備えるというものであります。9月議会では、時間的な制約があつて、これ以上が議論詰まらなかつたのでありますが、問題は勝浦市水道事業の経営戦略にかかわる重要な問題と考えますので、再確認の意味を込めて、基本的な考え方について、再度、質問したいと思います。

先般、広域水道企業団は、大多喜町に建設予定であつた多目的ダム建設事業から撤退を決めました。9月議会開催中に開催された議員全員協議会で、行政側が提出した資料によれば、水道水源開発等施設整備事業再評価報告書、以下、再評価報告書と呼ばせていただきますが、これによれば、大多喜ダム建設事業採択後の社会経済状況等の変化について、次のように述べているのであります。

少子高齢化により水需要が減少すること、南房総地域の市町村合併の進展により効率的な水運用が可能になつたこと、危機管理意識の高まりによる自己水源確保の動きに変わったこと等により、水需要の推計では既存水源で対応できる結果となつた。さらに、再評価の総括として、水需要は、受水量の最大が平成24年度の1日あたり4万146トン、その後、水需要は減少が続き、受水量も減少に転じることから、既存水源で対応できると述べているのであります。ちなみに、現在の給水能力は4万2,330トンで、平成24年度を約2,000トン上回っているのであります。

勝浦市の場合はどうか。さきに述べた再評価委員会が下した社会経済状況等の変化のらち外ではありません。今後、ますます高齢化・少子化が進み、人口減少が続くことは間違いありません。加えて、5か年計画で平成18年から始まつた老朽管布設替え事業の進捗により、年間100万トンと言われる無収水量を減少させ、有収率の向上が期待される状況のもとで、さらには1日当たり、松部

浄水場8,000トン、佐野浄水場8,050トン、合計1万6,050トン、担当課の話では、実際には1万4,000トンとのことでありますが、かなりの能力を保持している状況にあります。

私は、勝浦市としても再評価報告書にもありますように、近年、危機管理意識の高まりによる各地方自治体の自己水源確保の動きに合わせて、また、人口減少や高齢化による水需要の減少を見込んだ上で、豊かな水量を持つ夷隅川上流に位置するという勝浦市の条件を生かして、自己水源確保の努力をすべきと考えます。そのためには、計画的な老朽管の布設替えや老朽施設の更新事業等により、自己水源確保の努力を行いつつ、広域水道との契約水量を減らし、それによって受水料金を減少させ、その資金を市水道施設更新の原資とするなり、市民の水道料金負担軽減のために活用すべきと考えるものであります。

仮に広域水道を基本に市水道を補完的なものと位置づけるとすれば、第1に広域水道からの受水量は、総給水量のわずか26%、370万トンのうちの100万トンにしか供給しておらず、広域水道が勝浦市水道事業の主体にはなり得ないのであります。

第2に、今後、市民の水需要が減少する半面、市の今後の努力によって有収率が高まれば、広域水道への依存率がさらに高まることとなります。

第3に、その結果として、勝浦市の水道料金は今よりもさらに高くなり、市民に大きな負担を強いることとなります。

勝浦市は、平成18年から始まった老朽管布設替え5か年計画において、平成16年度対比で10%の有収率向上を目標としています。平成18年度総給水量は370万トン、有収水量は268万トンであります。有収率は、平成16年度が73.1%。したがって、市民が使用する水道量、つまり有収水量が平成18年度と変わらないとすれば、有収率を10%上げると、逆算して総給水量は332万5,000トンとなります。370万トンと322万トンの差、48万トンは、計算上では勝浦市にとって不要な水となります。広域水道との受水契約が現行のままとすれば、勝浦市は水道水の生産を減産調整しなければならなくなります。その結果、現在、総給水量370万トン、広域水道からの受水量103万トン、総給水量に対する依存度は27.91%であります。勝浦市の老朽管布設替え事業により有収率が10%上がって83.1%になると、総給水量は322万トンになりますから、広域水道からの受水量は32%となり、その依存度は平成18年度の27.91%からさらに拡大されます。そうすると、現在、原水及び浄水費の3億8,561万円ありますが、この66.86%、2億5,784万円が広域からの受水料金として支払われていますが、この比重が勝浦市水道事業会計ではさらに高くなることは明らかであります。

しかも、有収率を高めるために5か年計画で7億円かけて老朽管布設替え事業を行いますが、いずれ、その起債の償還分は水道料金としてはね返って、市民の負担増になることは間違いありません。本来であれば、事業費を投入して老朽管布設替えを行って有収率を向上させることによって、無駄に捨てられていた高額な広域水道からの受水量を減らして、市民の水道料金負担を少しでも軽くすべきと考えるものであります。

そこで、質問いたしますが、第1点として、再評価委員会は少子高齢化による水需要の減少、合併による効率的な水運用、危機管理意識の高まりによる自己水源確保の動きに変わったこと等により、平成24年度の4万146トン、現在の広域水道の給水能力はさきに述べましたように、4万2,330トンありますが、これをピークに今後、水需要は減少が続き、受水量も減少に転じることから、大多喜ダム建設撤退を決めたのであります。では、勝浦市としては、現状をどのように分析し、将来の水需要をどのように予測しているのか、まず第一に市長に見解を求めるものであります。

第2点、勝浦市が今行っている事業、5カ年で7億円を投資する老朽管布設替え事業1億1,500万円を投入しての老朽施設更新事業の成果として、有収率を平成16年度対比10%上げることによって生ずる48万トンの水余りをどうする考えか。市が生産する水道水を減産調整する考えか、あるいは、広域水道企業団に対して契約水量変更を求めるものか、この余剰水の取り扱いについて、市長の見解を求めるものであります。

第3点、減産調整するとなると、今回、5カ年計画の水道事業の経費は起債となって、いずれ市民の水道料金に転嫁されることとなります。一般的には老朽施設は更新しなければなりません、今回の事業はそれとは若干、性格を異にしていると考えられるものであります。市民にとって、水を余らせるだけの投資効果がほとんど見込めないような事業であるならば、市民にどのように説明したらよいのか思い悩むものであります。そこで質問いたしますが、今回の5カ年計画事業の経済的効果はどのようなものと考えているのか、改めてご説明をいただきたいと思っております。

次に、広域ごみ処理施設建設問題について質問いたします。本年8月30日、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会が開催されましたが、議会終了後、広域議員全員が出席して夷隅郡市広域ごみ処理施設建設推進委員会立ち上げに伴う事前協議が行われました。ここで事務局から今日までの広域ごみ処理施設建設をめぐる経過について説明されるとともに、建設推進委員会設置要綱、以下、設置要綱と言わせていただきますが、これが示され、協議が行われました。

ご承知のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びダイオキシン類対策特別措置法の改正により、平成19年からダイオキシン排出基準が厳しくなり、それをクリアするために夷隅郡市では広域ごみ処理施設建設について協議を行ってきたところであります。しかし、建設予定地として旧大原町山田六区を決定したのみで、時間切れとなり、平成19年対応のために急遽、勝浦市、御宿町、夷隅・岬町の3施設を夷隅郡市共同の事業として改修を行い、平成19年基準を乗り越えてきたところであります。しかし、この施設も老朽化が進み、広域ごみ処理施設建設は焦眉の事業となっているところであります。しかし、この間、市町村合併問題やこれに伴う首長選挙、統一地方選挙等により進展を見ないまま今日に至っております。

こうした経過の上で、さきにごみ処理施設建設推進委員会の設置についての協議が行われたのであります。ところが、出席したのは広域議員と事務局だけで、設置要綱で委員となっている2市2町の市長、町長は出席していませんでした。管理者・副管理者会議でみずから一委員となることを確認し、提案しておきながら、全員が欠席するとはどういうことなのか、大変疑問に思ったところであります。

この広域ごみ処理施設建設推進委員会は、今後の施設建設に向けての出発点とも言うべき重要な委員会でありますから、今日までの経過を含めて、この設置要綱の内容について何点か質問したいと思っております。

第1点、今日までの本件問題の経過について、改めて概要を説明するとともに、何が障害となって事業が滞っているのか、ご説明をいただきたいと思っております。

第2点、推進委員会設置要綱第1条では、「広域ごみ処理施設の建設に関し、建設位置、規模及び施設の内容等、必要な事項を検討するため、委員会を設置する」となっております。夷隅郡市広域市町村圏事務組合では、旧大原町山田六区を建設予定地に決定したのではなかったのか。この決定は、現在どのようになっているのか。白紙に戻されたのか。戻したとすれば、それはどのような機関で確認されたのか、いまだに建設予定地であるならば、建設推進委員会に検討をゆ

だねるのはどのような理由によるものか、ご説明をいただきたいと思います。

第3点、第2条、所掌事項では、委員会は次の事項について審議するとして、ごみ処理施設の建設に関することを初め3項目について規定してありますが、審議の結果はだれに報告して、それはどのように扱われるのか、ご説明をいただきたいと思います。

第4点、第3条（委員及び組織）では、「委員会は管理者、副管理者及び広域議会議員をもって組織する」となっています。管理者、副管理者は、それぞれの自治体の住民から行政執行をゆだねられている行政執行責任者であります。一方、議会は、チェック機関であります。行政執行の権限も責任もありません。推進委員会は、最終的に多数決で決められることも想定しなくてはならないと思うのでありますが、管理者、副管理者がみずから一委員として会議に参加し、そこで決定されたことを無条件で執行できるのか。この要綱では、管理者、副管理者の拒否権は定められていません。これでよいのだろうか。私は大変疑問に思うのでありますが、この点についての市長の見解を求めるものであります。

私は、市民の負託により市政を執行する市長として、みずからの意に沿わないことに責任を負わせられるようなことは極力避けるべきであり、同時に勝浦市の執行責任者として勝浦市の意見を主張できるような検討機関を考えるべきと思うのであります。この点についても、あわせて市長の見解を求めるものであります。

第5点、本件問題は、喫緊の事業であると同時に、多額な財政負担を伴う事業であり、今後の市の総合計画、実施計画にも多大な影響を及ぼす事業となることは必至であります。したがって、勝浦市としても全庁挙げて検討する機関を設け、そこで集約された勝浦市としての市長見解を展開できるようにすべきと考えるものであります。議会としても、推進委員会に出席する議員は、逐次、議会に報告する義務を負うこととして、議会全体としても本件問題に対応すべきと考えるものでありますが、行政側の対応として市長はどのように考えるのか、市長の見解を求めるとともに、今後の構想についてあれば、お聞かせ願いたいと思います。

最後になりますが、勝浦市の児童福祉政策のうちの保育所関係について質問いたします。

今年の夏は大変暑い日が続きました。私は、保護者から保育室の一部にしかエアコンが入っていないが、何とかならないかという相談を受けました。資料によれば、乳幼児保育を行っている中央・興津・上野各保育所は、乳幼児室、ほふく室はすべて設置されているほか、7保育所とも遊戯室は設置されていますが、保育室はごく一部を除いて設置されていません。もちろん定員よりはるかに少ない園児を収用している保育所は、当然、空き室もあろうかと思えます。そこには設置されていないとしても、当然と思われませんが、まだ多くの保育室が未設置の状況にあります。私は、第3次実施計画、後期基本計画を読み返してみました。ここには、「老朽化に応じた保育所施設の改修事業を計画的に推進する」。保育所施設整備事業はありますが、エアコンの設置や遊具の充実、花壇整備など、常に園児たちの立場に立った保育環境整備に関する事業計画がうたわれておりません。これでは、必要性が迫られれば、その都度に対応するだけで、計画的、系統的な政策がないと言わざるをえません。

もう一つの問題は、施設の老朽化と園児の極端な減少であります。勝浦市の保育所は、平成7年建設の上野保育所を除いて、郁文保育所築後41年を初め、築後33年から39年の老朽施設があります。その上、園児は定数に対して著しく減少し、例えば、東保育所の定員90名に対して、入園児童21名、23.3%を筆頭に、郁文保育所は定員60名に対して入園児童18名、30.0%、総野保育所は定員110名

に対して入園児童は35名、31.8%と大きく定員割れしています。

11月に議員有志と大多喜の保育所施設を視察する機会がありました。大多喜町の保育所は2カ所に統合され、定員220名のみつば保育園では、平成19年度の園児184名、83.6%、つぐみの森保育園は定員90名に対し園児63名、70%となっています。

私たちは、みつば保育園を視察したのでありますが、総事業費9億4,139万円、敷地面積5,789.22平米、延べ床面積2,418.30平米、鉄筋コンクリート一部2階建てで、全保育室は冷暖房完備で、乳児室及びほふく室は床暖房が設置されていました。遊具も取りそろえてあり、廊下、保育室、トイレ等、スペースを広くとってありました。給食はすべて電化厨房を取り入れ、ここで2カ所の保育園の給食を賄っているとのことでありました。

また、子育て支援センターが併設され、保育士が常駐しておりました。大多喜町の説明では、みつば保育園の統合には3年の歳月を要して検討を重ねており、さきのつぐみの森保育園の統合に際して、平成8年8月に大多喜町保育園統合検討委員会を設置して、大多喜町保育園を2カ所に統合する計画を打ち出してから11年の歳月を要しているとのことでありました。

私は、みつば保育園の総事業費9億4,139万円、用地取得費1億3,830万円は高過ぎるし、豪華過ぎると思いますし、まちの財政力に見合った施設でよいと思いますが、今後、勝浦市として保育所の統合を検討する場合、大いに参考になる施設であると考えます。

勝浦市の場合は、施設の老朽化が著しく、また、大きく定員割れしている東保育所、郁文保育所と中央保育所の統合問題が大きな課題となっていると思われます。そこで私は、それらの問題を含めて市の総合計画、実施計画に盛り込まれた児童福祉について何点か質問したいと思います。

第1に、実施計画にある保育所施設整備事業、老朽化に応じた保育所施設の改修事業を計画的に推進するとありますが、第3次実施計画期間において、具体的にどのような事業を行ったのか。計画では、児童の保育環境を整備・充実する事業が何もうたわれていません。老朽施設の改修だけでなく、例えば、エアコンの設置や遊具の充実などは計画的に実施すべき事業と思われます。老朽施設の改修事業を含めて、第3次実施計画の中にこれらについて具体的にどのように取り組んでいったのか、お示しいただきたいと思います。

第2に、子育て支援相談窓口事業、保育士を充実して、子育て相談窓口を開設し、母親等が常時相談できる体制を整えるという事業が現在、興津保育所で実施されているとのことですが、これは将来、どのような方向で充実させていく考えか。相談するだけでなく、保護者が子供たちと一緒に遊べる施設として、保育所はもちろん、児童館の活用などもあろうかと思われますが、将来的な子育て支援センターとしての構想、あるいは将来的な方向性についてあれば、お示しいただきたいと思います。

第3に、平成18年度から新規事業として取り組まれている憩いの広場事業、児童虐待防止事業はどのように取り組まれているのか。また、平成19年度からの新規事業である一時保育事業の実績はどのようなものであるのか、お示し願いたいと思います。

第4に、保育所の統合推進についてであります。計画では、小規模保育所の統合について、保護者や地域住民との懇談会等を実施し、統合への条件整備を推進するとなっています。勝浦市には7保育所がありますが、具体的にはどこをこの保育所を対象に考えているのか。この実施計画では何も言っておりません。ここでいう小規模保育所とはどこを指しているのか、そしてまた、統合に向けて保護者や地域住民との懇談会等はどのように開催され、地域住民や保護者の反応はどのようなもの

であったのか。さらに、それらに踏まえまして、市は今後、具体的にどのような方針で臨もうとしているのか、明らかにしていただきたいと思います。

第5に、保育所の統合をめぐる問題と深く関連して、勝浦市の財政状況と事業選択の問題であります。保育所の統合を言う場合、給食センターの改築問題が引っかかってきます。ほかにも文化センター建設問題や広域ごみ処理施設建設問題を初め、厳しい財政負担を強いられる事業が山積しております。そのことが保育所統合にも影を投げかけていると推測するものであります。

こうした状況の中で、市は事業選択に当たって、住民要望の強い、財政効率のよい、プライオリティの高い事業を選択していくと説明しています。しかし、私はこのような抽象的な基準で事業選択されているのか、大変疑問に思っております。一般会計の財政規模は、平成18年度決算で約75億円、経常収支比率97.5%、財政力指数0.561という厳しい財政状況にある勝浦市において、あれもこれもやるというわけにはいかない。あれかこれかという厳しい事業選択を迫られている状況にあると思われまます。実際には、耐震診断の結果、市民会館にイエローカードが出されたことや、広域ごみ処理施設問題に見られるように、必要に迫られた事業から手をつけていくほかに選択する余地がないのが実情ではないのか。このようにも見えてくるのであります。

そこで質問いたしますが、公共施設の改築と実際に多額の財源を必要とする事業の選択は、何を基準にどのように選択されているのか、その際、保育所の統合問題はどのように検討されているのか、市長の説明を求めて、第1回目の質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの水野議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、水道問題について申し上げます。

1点目の勝浦市の水道事業の現状をどのように分析し、将来の水需要をどのように予測しているのかというご質問であります。勝浦市における水の需要につきましては、平成18年度では給水戸数9,185戸、給水人口2万1,276人、有収水量268万1,055立方メートルであり、ピークを示した平成6年度と比べると給水戸数では439戸、約5%増加しているものの、給水人口では2,503人、約11%、有収水量では37万9,675立方メートル、約12%減少している状況であります。

近年の傾向としましては、アパート等の増加により一般用利用者は増加いたしました。工業用、臨時用は変動が少ない状況で、基本使用量世帯は増加しても超過水量、いわゆる高額利用域での水量が減少している内容となっております。

今後の推移につきましては、需要の増大につながる大規模開発の進展は見込めず、また、少子高齢化の進展、節水型社会への移行などにより水需要は減少傾向を示すものと予測しております。

2点目の有収率の向上により生ずる余剰水の取り扱いについて、減産調整をするのか、あるいは、広域水道企業団に対して契約水量変更を求めるのかのご質問であります。有収率が改善されますと、施設の効率化が図られ、結果として配水量の減少につながるところであります。

市では、この有収率を改善し、安定的な給水を図るため、平成13年度より計画的に老朽管の更新を進めており、現在、その成果の一端があらわれておりますが、安定的に目標数値を確保するには継続的な取り組みが必要であると考えます。

有収水量が減少傾向にあり、料金収入の伸びが期待できない状況の中では、需要に応じて投資内容や規模を適宜適切に見直すことが肝要と考えますので、今後、有収率向上による成果を的確に反映して、生産コストの縮減や計画的な建設改良費等の投資を行ってまいりたいと考えます。

また、受水につきましては、水需要の実態に即した内容で行うべきと考えておりますが、この関係で平成19年11月14日付で南房総広域水道企業団企業長より1日最大受水量、いわゆる権利水量の変更希望に係る照会がありました。これに対して、現状における水需要の状況を考慮の上、受水費等の負担軽減を図るため、現在、1日最大5,030立方メートルであるところを500立方メートル、約10%を減量したい内容で回答いたしました。

3点目の今回の5か年計画事業の経済効果をどのように考えているのかとのご質問であります。本市の水道は昭和10年に創設されて以来、72年を経過し、これまで6回にわたる拡張事業を実施し、現在の資産を築いてきたところであります。この間、面的、量的な拡大が課題でありましたが、普及率が96%を超え、今後は水道の再構築、つまり施設の改修更新と安定持続的経営の実現が課題となっております。

水道はライフラインの筆頭で、水道の断水は家庭生活を初め、地域の産業活動・経済活動に甚大な影響を及ぼします。したがって、水道を安定的に供給し続ける責任を果たすためには、計画的な施設更新は重要であると考えております。

計画事業の効果といたしましては、需要に見合った適正な維持管理・計画的な建設投資が可能となってくるとともに、水需要調整という観点からは、広域受水量の調整協議も可能となってくると考えます。

次に、広域ごみ処理施設建設について申し上げます。

1点目の夷隅郡市広域ごみ処理施設建設に伴う経過状況についてであります。平成12年6月に夷隅郡市環境対策協議会により一般廃棄物処理基本計画書及び廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画書を作成し、その後、平成16年3月に夷隅郡市広域市町村圏事務組合が策定した中間処理方式及び事業運営等検討調査報告書に基づき、広域ごみ処理施設の建設を推進してまいりました。

平成12年度の当初計画案によりますと、平成16年度から平成18年度で施設建設、平成19年度稼働を目指しておりましたが、地元対策等により困難な状況であることから、平成19年2月2日の夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者・副管理者会議におきまして稼働目標を平成26年4月といたしました。

その間、再三にわたり御宿町上布施地区から提出されました意見書につきましては、上布施地区、御宿町、時には広域市町村圏事務組合も話し合いに出席するなど協議を重ねるとともに、一方では、組合議会全員協議会、管理者・副管理者会議及び夷隅郡市の環境担当課長会議を開催するなど、早期建設に向け努力してまいりましたが、進展が見られませんでした。

2点目の建設位置についてであります。平成11年2月5日、第1回夷隅郡市環境対策協議会におきまして旧大原町山田六区が候補地に決定され、平成13年11月22日に開催されました管理者・副管理者会議において候補地から予定地となったところであります。現在におきましても、広域ごみ処理施設の建設予定地には変わりはありません。

新たに設置しようとする夷隅郡市広域ごみ処理施設建設推進委員会につきましては、これまでも管理者・副管理者会議、組合議会全員協議会、夷隅郡市の環境担当課長会議等を実施して推進に努めてきたにもかかわらず、進展に至らないことから、打開策として組合議会全員協議会、また、管理者・副管理者会議の中で早期の建設促進に向け、新たに推進委員会を設立してはどうかという意見が出されたことから、設置を検討しているところであります。

3点目の審議の結果はだれに報告して、それはどのように扱われるのか、4点目のこの推進委員会決定は、市政を担当する市長を拘束できるのかについてであります。推進委員会の委員構成につきましては、当初の案では夷隅郡市の環境担当課長及び組合議会議員をもって組織する考えでありましたが、管理者・副管理者会議におきまして、組合議会議員及び管理者・副管理者で組織し、委員会の下部組織として環境担当課長による作業部会を置くこととなったことから、変更した次第であります。

広域ごみ処理施設建設につきましては、早期建設が叫ばれ、急を要する問題であること、また、推進委員会において管理者・副管理者の意見も反映させていただきたいということもあり、構成員としたものであります。議員、ご指摘の推進委員会設置要綱は、あくまでも現時点では案の段階でありますことから、引き続き内容を精査し、検討を重ねてまいりたいと考えます。

広域ごみ処理施設建設については、組合議会議員、管理者・副管理者がともに意見を出し合って推進していかなければ早期建設は困難と思われまますので、推進委員会の早期設置に努めてまいりたいと考えます。

5点目の勝浦市において、全庁的な検討が必要ではないかということについてであります。平成12年12月より広域ごみ処理施設建設につきましては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の事務となったところであります。これまでは管理者・副管理者会議、組合議会、夷隅郡市の環境担当課長会議等を実施し、早期建設に努めてまいりましたが、夷隅郡市広域市町村圏事務組合任せとの感も否めないことから、各市町に情報が伝わらないなど、不透明な部分もあったように思われます。

したがって、今後におきましては、早期建設に向け勝浦市としての方針等を考慮し、庁内検討委員会を設置し、検討してまいりたいと考えております。

次に、保育所問題について申し上げます。

1点目の保育所施設整備についてであります。保育所施設の多くは建設から相当の年月を経て老朽化が進み、平成7年には上野保育所の改築を行ったところであります。他の園舎についても、業務に支障のないように修繕等をし、維持管理に努めております。

次に、エアコンや遊具の充実についてであります。保育に支障のないように設置について考慮してありまして、基本的にその配置はされているものと理解しておりますが、今後、児童の保育状況や保育環境の向上について、十分考慮してまいりたいと考えます。

2点目の子育て支援事業の構想であります。現在、保育士を対象とした講習会を実施し、全部の保育所で常時、相談を受けることとしております。また、興津保育所で実施しているなのはな子育て応援事業では、在宅児と児童の交流、育児相談、育児講座等を行い、子育て支援の実施を図っているところであります。

ご質問の子育て支援センターについては、機能集中型となろうと思っておりますが、地域性を考えますと、分散した、あるいは相談のチャンスの多い現在の形態で対応してまいりたいと考えております。今後もこの一層の充実に努めてまいります。

3点目の新規事業の取り組みについてであります。つどいの広場事業は、児童館におきまして地域子育て支援事業として取り組んでおり、親子の交流の場の提供や交流の促進、子育て相談や援助、子育て関連情報の提供など、子育て支援の実施を図っているところであります。

また、児童虐待防止事業は、児童虐待はその防止と早期発見や対処と迅速性が要求されるものであります。そのため、平成17年9月に児童虐待防止対策連絡協議会を設置し、支援ネットワークを構築しました。この組織で虐待の察知をしたら、支援方針を立て、支援体制を確立し、対応することとなっております。

続いて、一時保育事業は、保護者の諸事情により緊急あるいは一時的な保育が必要とされるときの対応であります。現在のところ、一時保育についての申し込みはございませんが、この事業の実施について、さらに推進してまいります。

4点目の保育所統合についてであります。小規模保育所については明確な基準はありませんが、本市7保育所で現在の児童数で少ない順でいいますと、郁文保育所、東保育所、総野保育所、上野保育所、鶴原保育所、興津保育所、中央保育所となっております。

統合につきましては、保育環境を向上させるという目的からも、また、現在の施設状況を改善することも含め、条件整備の基本的なところの見通しを持って、保護者を初め関係者への接触を図ってまいりたいと考えます。

なお、平成18年度に保護者への説明会を計画し、実施する予定でありましたが、入所数との関係で現在の施設利用では困難との判断で取りやめた経緯がございます。

5点目の公共施設の改築等の選択基準についてであります。基本的には施設の老朽化等の状況を十分見極めた上で実施計画に盛り込み、これに沿って改築を進めております。

また、保育所の統合についても、このような状況判断に基づき、今後の少子化に対する問題意識を持ちつつ、老朽化した施設改築等も視野に入れ、また新たな保育環境をつくり出す必要性も勘案しながら、検討を行ってまいります。

以上で水野議員の一般質問に対する答弁を終わります。

〔11番 高橋秀男君退席〕

○議長（末吉定夫君） ほかに質問はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 質問した順序に従いまして、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。水道問題ですが、現在の状況、いろいろあります。水使用量が減少傾向にあるという認識はお互いに一致していると思うのです。社会が進化していくに従って、水需要は一般的にぐっとふえる。しかし、高齢化すると水の使用量は減っていく。人口が減れば減っていく。そういう全般的な状況の中で、これは大多喜ダムの建設のときの結論も、今後減るだろうと。私も減るだろうと思っておりまして、行政側も減るだろうと、こういう予測を立てているのですから、この辺の認識は一致していると思うのです。ですから、私は今、勝浦市の水道事業に求められているのは、現在の状況をどのように分析して、将来に向けた経営戦略を立てるかという問題であって、9月の議会のときに、これから十分に水の需要の状況を分析して、これからの確かな方針を立てる、こういうようなニュアンスの答弁だったから、それはちょっと遅いよと、これは今から立てていなければだめだ、そういうものを立てた上で、今度の5か年計画をやったのではなかったのかという意味合いが根底にあって、質問をしたのであります。ですから、現状認識については一致している。これから減っていくだろうと。だから、これから減っていく場合に、どうしたらいいのかというふうに見ますと、結局、

平成18年度からの事業が有収率を10%向上させるといふと、単純計算でいくと、さっき私が第1回目の質問のときに申し上げたように、平成18年度の実績から対比すると、48万トンが有収水量となるわけですから、今まで103万トン捨てられていたのが、今度は43万トンが有収水量としてお金になって入ってくる。そうすると、捨てられた水の50%が必要な水として活用できる。そうしたら、残っている50%の水、つまり100トンにしてみれば50トンの水をどういうふうにするのかという問題だと思うのです。だから、この水は有収率として上がってくると、有収水量としてお金が入る。そうすると、今まで捨てていた水が余ってしまう。余った水をどうするのか。これは勝浦市が減産調整するのではなくて、広域水道にお返しして、その返した金で勝浦市の水道事業の経営を考えい、そういう方向性を、ぜひ打ち出していきたいという思いから質問したのです。

結果的には、私は行政側の答弁については、歯切れが悪いけれど、おおむね了といたします。問題は、その経営方針をきちんと貫いていって、広域水道との関係をきちんと整理していくことだろうというふうに思うのです。これは先ほど市長の第1回目の答弁の中で、平成19年11月14日に広域から1日最大権利水量の変更についての照会があった。5,030立方メートルから約10%減量したいと、こういう申し入れをしてある、こういうことでありますから、私はこれで結構だと思います。

この10%減量を申し出るといふ根拠は何かといったら、安定的に勝浦市の水道が供給できる体制をとった上で余らなければいけない。だから、老朽管の布設替えをやって効果が出てきている。有収率が上がってきている。そういう実績を踏まえての10%減の広域水道に対する申し入れだと思うので、この10%が適当な量かどうかという論議はあるにしても、そういう姿勢に転換したということについては評価をして、この点で水道事業をぜひ推し進めていただきたい、このように思うわけでありませう。

ちなみに、私、計算してみたのです。平成18年度の決算でいうと、原水及び浄水費に3億8,561万円、そのうち広域水道に払うお金が2億5,784万円ですから、これで広域水道からトン当たり幾らなのか。単純に計算すると、1トン当たり250円になります。これは小学生でもできる。広域との契約条件が違いますから、そんな単純にはいきませう。しかし、100万トンを広域水道からもらっていた量と払ったお金を単純に割返すと、1トン幾らかといふと、250円。有収率を10%上げると48万トン、計算上余る。そうすると、幾らになるか。1億2,000万円。そんなに単純にはいきませう。単純にいかないから、この半分としても6,000万円、7,000万円の金は浮くのです。だから、せつかく効率よく5か年計画で有収率を10%上げるんだ、こういう意気込みで事業を始めたのだから、この事業を貫徹をして、自分の豊かな水源用地を誇る勝浦市の水道事業を減産調整、減産調整するのではなく、広域に返していく、広域との契約を減らしていく。そのことによって浮くお金を、次のさらに大きな水道事業の基盤を整備する、あるいは、市民の負担する水道料金を低減していく、こういう資金に充ててくといふ目標を持った水道事業、経営事業を、ぜひやっていただきたいといふふうに要望しておきたいと思ひます。

2番目の広域ごみ処理の問題です。これは何かよくわからない。行政側の認識と私の認識はかなりかけ離れたような感じがしてしょうがない。私は平成19年に稼働を目標としたといふふうに言っているのですが、答弁だとそれが困難になった。私が聞いているのは、何が理由で困難になったのかといふことをお聞きしているのです。困難になったといふだけで、その原因が深く追求されていないと言わざるを得ない。ですから、何が障害となって困難になったのかといふことはつきりさせない以上は、事業は一つも進まないと思ひますね。困難になったから、その困難を取り除

けば事業が前に進む。しかし、何が理由でそういう困難が生じたのかということをあいまいにしたまま前に進もうといたって進めないでしょう。だから、市長の答弁を聞いていても、率直に申し上げて、2市2町の首長の間でこれが余り本気になって議論されてないのではないか。そもそもこの事業が始められときに、勝浦はかやの外だった。5町でどんどん合併問題と同じように話が進んでいって、勝浦は唯一、市制を執行している勝浦市であるから、藤平市長が管理者になった。いまだにそのポストにいて、いまだに管理者です。私は、もうそろそろ責任をほかの人にとってもらったほうがいいと思っているのです。この事業を遮二無二進めた人がいなくなってしまったのだけど、しかし、この事業を進めた人たちがほかには首長でみんな生き残っているのです。藤平市長が全部責任をとる必要はない。だから、私は、この事業が何が原因で滞っているのか、このことをきちんと管理者・副管理者会議で総括してもらいたい。そうでないと、先へ進みません。

しかも、広域の議会で、市長から答弁がありましたけれども、平成19年には1月15日、1月22日とずっと管理者会議はやっていて、広域ごみ処理施設建設について協議が行われてきている。その上で平成19年2月2日の会議では、稼働目標年度を平成26年4月としている。今、市長がそういうふうに答弁した。このときに、予定地はいまだに予定地なのです。そうすると、今度、建設推進委員会を立ち上げて、建設位置までも含めて協議しろというのは、どういうことなのか。理解ができない。あなた方が管理者・副管理者会議であそこを予定地として決めて、この2月までずうっと続けてきた。そして今度は、どうもそれがやばくなったから建設推進委員会を首長と広域議員で立ち上げる。立ち上げて、自分たち2市2町の首長がだめになったものを広域会議に持ってきて、しかも、あなた方は一委員としてこの推進委員会の中に参加をする。そこで決めたものはどういう取り扱いを受けるのですか。私が質問したのは、ここで決めたことは、だれに答申するのだと。協議だけして解散か。そうではないでしょう。協議して決めたものはだれかに、この推進委員会の結論を申し上げなければいけない。だれに申し上げるんですか。一委員の藤平委員に申し上げるんですか。おかしい話ですよ。また、その推進委員会で決めたことは、広域市町村圏の中で一体どういう取り扱いをされるのか。こういうことが全く何もわかってないのです。

私が1回目の質問で申し上げたように、片や皆さん方は首長ですから、自分たちの町や市の行政を4年間あなたにゆだねます、そう言って市民の負託を得て首長になった人たちです。一委員ではないでしょう。一委員であるはずがない。

広域議員はどうですか。広域議員は、市議会の執行機関でもなければ何の権限もない。議会としてのチェック機能というものは果たさなければいけないし、勝浦市議会の議員としての機能を果たさなければいけない。そして、その中から選ばれた広域議員というのは、広域議員としての機能を果たさなければいけない。しかし、この人たちは執行権も権限も何もないのです。こういう人たちとごちゃごちゃにして、これは会議ですから、多数決で決められたら、そこで決まったことをどうするんですか。これは藤平市長だけではなくて、ほかの首長がみんな決めたことだからやむを得ない。やむを得ないで、自分を首長に選んだ市民にどうやって説明するのかということは、何もない。

第1回目のときにも言いましたけれども、首長でもそういう特例がないのです。一委員になる。だから、それでいいのかというふうに私はお尋ねをしているわけであります。

しかも、この要綱を見ますと、委員会が次の各号に定める事項について審議するものとする。1、夷隅郡市広域ごみ処理施設の建設に関する事。これは相談事だから建設に関する事はいいいし

よう。2番目に、住民との意見調整に関すること。これは議員がやるのですか。そういう権限を持っているのですか。もちろん議員ですから、地域住民の意見は聞き、声は聞きます。だけど、調整する役割というのは推進委員会がやるのですか。この調整するというのは、どうなんだと。3として、その他目的を達成するために必要なこと。率直に申し上げて、2市2町の首長が無責任で、どこかに丸投げしないと自分たちだけでは事がおさまらない。だから、仕方がなくて広域議会に丸投げした。だけど、それだけでは首長としての責任が果たせないから、自分たちも中に入って意見を言って、それで翼賛議会になって、議会に丸ごと全部協力させる。こういうふうにしてもらえば、うまくいくな、こんな意図が見え見えでしょうがない。もっとけじめをつけるべきだと私は思うのですけれども、この辺について管理者でもあり、勝浦市長でもある藤平市長の再度の見解を求めたい、このように思います。

したがって、現在の予定地が変わりのないものを、これをどういうふうに始末するのですか。首長たち、管理者・副管理者で決めた予定地としての取り扱いをどうするのか。これを棚上げして推進委員会に丸投げするのですか。それはちょっと筋が違うのではないですかというふうに私は思うので、その辺も含めてご答弁をいただきたい。

この広域ごみ処理施設建設推進委員会設置要綱はあくまで要綱なので、引き続き検討するというふうにおっしゃっているのですが、検討するというのはどこで検討するのですか。2市2町の首長で検討するのか、あるいは、行き詰まってしまって、首長も含めて広域議会議員が構成員となっているこの推進委員会設置要綱の委員及び組織、ここで決められた構成員で検討するのか。はっきりしてないのです。この辺もはっきりさせていただきたい。

推進委員会の早期設置というふうに言っている。今、私が申し上げているような内容の問題なのです。早期設置はいいのだけど、どのような内容で設置するのかというのが問われているのです。これはどこで検討して、その内容を決めるのか。こういうことが何も見えない。だから、議論のしようがない。この辺も含めて、ぜひ見解を述べていただきたいと思います。

最後の5点目の全庁的な検討、私は市長答弁で庁内検討委員会を設置して、今後、検討していくのだと。それはぜひやってもらいたい。問題がこれだけあるのです。だから、勝浦市としてきちっとした整理をしていかないと、波にもまれて漂ってしまってはまずい。我々の背後には2万2,000人の市民がおりますから、行政は責任があるし、議会は議会なりの責任があります。だから、勝浦市としてどうするのかということをしきりと検討する機関が必要です。この設置要綱によれば、広域議員の3名がそうなっている。私はこれは適切だとは思わないのだけれども、いずれにしても、議員もかませようとしているような姿が見えますから、私は勝浦市としてこれに対してどういうふうに対応していったらいいのかということを検討する、そのための全庁的な検討機関がぜひ必要で、市長はそういうものを設置して検討していくということですので、ぜひ、そういうふうな形で検討していただきたい、このように思っております。

最後の保育所の問題ですが、実態が大体大まかに見えてきました。1点目のエアコンの設置あるいは遊具の充実等、さらには施設の整備の問題、この点については簡単に言ってしまうと、保育施設や保育環境整備、こういう問題については支障のないように、今後、十分留意していきたい。それは当たり前の話で、支障があっては困る。そうすると、支障がないようにというのは、一体、支障がないと思っているのか、一番簡単にお聞きします。エアコンがなくても年長組、年中組、年小組はいいのだと。ほふく室、乳幼児室、遊戯室だけはあります。こういう小さな子供のところにエ

アコンがあれば、いいよと。それ以上要らないよと。今の時代認識の中で、そういうふうな方向で対応していくのか。保育環境を今の環境で足りないところはないのかあるのか。それは、現場からいろんな要望が上がってくるはずですから、我々より担当課が一番がよく知っていると思うんですよ。

私は、大多喜の保育園の実態について議員の仲間の皆さんと視察をした。その結果について第1回目の質問のときにご紹介をいたしました。私はこのとおりにやれとは言いません。ほかのまちの施策のバランスから言っても、少しぜいたくかなという気はします。だけど、勝浦市の現状でこれでいいとは思わないです。そうすると、勝浦市の現状はどうなんですか。遊具にしてもそうです。40年前にうちの娘が保育園に行ったときとほとんど変わらない。質問すると答弁は、保育に支障のないように、今後、保育環境やあるいは施設について十分留意をしまいたい、こう言っている。

小規模の保育所の統合の問題。実施計画に書いてあるのです。先ほど私が申し上げたように、地域住民、保護者との懇談会等を実施し、統合への条件整備を推進する、実施計画でこうやって書いてある。しかし、何もやってない。平成18年度に予定であったけれども、しかじかの理由があってやめたと。しかし、ちまたでは小規模保育所で、先ほど私が申し上げたように、入所率からいっただらうっと下がっているところがあるでしょう。行政側だって、これを何とかしなければいけないと言っているんですよ。

そういう状況で、実施計画にあるにもかかわらず、そのことについてほとんど何もやってないということは、結局、実施計画、これからどうするんだ。これは実施計画が終わったときに、未執行事業で上げてしまうのか。

保育所問題の最後にも申し上げましたように、あれもやれ、これもやれという状況の中で、あれもやれる、これもやれるというわけにはいかない。だからこそ、事業選択が必要なのだと。事業選択をするためには事前の調査が必要なのです。それがこの保育所問題についてはほとんど何もやられてないというふうに思うんだが、この実施計画との関連で、この点についてどういうふうにお考えなのか、ご答弁をお願いをして、第2回目の質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 開議

[11番 高橋秀男君入席]

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） ごみ問題について。かつてのごみ処理施設について、最大の争点は建設予定地、これについて既に発足当時に、場所ありきからスタートした。私は、山口前市長から引き続いて、その会議に出た。その第1回の会議で、建設敷地について、まず異議ありと申し上げた途端に、この問題は既に前の委員会で決定している決定事項であって、今それを覆すことはできませんと、こういう意向で、4人の委員は異口同音にそれを主張して、私の意見は消されてしまったと。しかしながら、それ以後の経過についても、私は山田六区の予定地を敷地として建設することには、まず反対であるということ。それと同時に、設備が巨大過ぎると。何でもかんでも一緒くたに燃してしまえるものであって、その予定価格が、想像するところ100億円を超すだろうと、そういう話であ

る。それが今のそれぞれの私たちの町の財政、市の財政で負担できるかということを考えると、とても負担できる金額ではない。そういうことで終始反対しましたけれども、残念ながら多数決という原則がございますので、私の意見は通らず、強いて言うならば、勝浦の意見というものは通らなかったということになると思います。

それを反省材料として、既に今までの粗大ごみに対する広域の問題は、勝浦市執行部としての固まった意見の発表でなくて、市長と担当課で調整した上での意見の開陳であったと。今考えると、それが方法としてまずかったと。それは、勝浦市全体の問題としてとらえて、執行部の意見を集約し、議員の皆さんの意見も聞きながら、勝浦市の提案事項として広域の管理者・副管理者会議で意見を述べるのが妥当であった。そういう意味で、今回申しあげました庁内の検討委員会をつくり、そこで統一した勝浦市の意見、理論というものを整備して、主張していくことが賢明であるというふうに考えております。

なお問題は、委員会の要綱についてありますけれども、これは広域事務組合で作成し、案として検討したものであって、今後なおかつ修正の場がまた機会が十分与えられるということで、この要綱の整備については、今後の運営に関する大きな問題となり得るので、十分注意と慎重さを持って対応していきたいと、そういうふうに考えております。したがって、これからの問題については、今までの予定地をどうするかを管理者・副管理者会議において明確にした後に広域事務組合議員で構成するであろう、あるいは委員会において提案し、そこで協議をしていただく。そういう段取りを考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 保育所問題につきまして、お答え申し上げます。2点ほどあったかと思いますが、まず、保育所のエアコンでございます。ご承知のように、保育所のエアコンにつきましては、平成11年度に国の補助金がございます。そのときに20台を各保育所に配備したという経緯がございます。その後、市単独で6台ほど増加したと。その増加させる際に暑いという要望がありましたので、保育室も含め室温あるいは部屋の湿度、そういうものを十分調査した上で、この増設を図ったという経緯がございます。

今、ご質問の中で、ほふく室や乳幼児室ということで、小さいゼロ歳児の使う部屋には当然入っております。温度調整等、非常に難しい年代でございますので、そういうところで補っているということですが、ご指摘のとおり、年長の部屋等には入っていないというのが実態でございます。しかしながら、部屋の数からしますと、約50%の設置率ということでございまして、具体的にどのような保育をしているのかということですが、基本的に保育室でいろいろ保育を行うということと、外に出て汗をかく、水浴びをする、そして、体を清潔にし、部屋に入り、昼食をとり、午睡、昼寝の時間をとるということで、人工環境と自然環境、この2つを保育の中で取り込みながら子供たちの保育に努めているという実態でございます。

現在、エアコンの設置という要望があったというお話ですが、直接、保護者から私どもにお話があったという経緯ではございませんが、もし我々聞き漏らしたとすれば、再度、確認したいというふうに考えております。

このようなことから、現在、保育士が工夫をしながら保育に努めるということで、私も夏の暑い盛りに保育所現場、全部回ってみました。子供たちは喜々として元気で飛び回っているという実態もございます。ただ、これがなくていいというものではございません。全部あることにこしたこ

とはないでしょうが、今後、いろいろな施設改善等の中でこのような検討を加えてみたいというふうに考えております。

次に、小規模保育所の統合問題でございます。ご指摘のとおり、実施計画には盛り込まれておる。これが進んでないではないかということでございますが、市長答弁にもありましたように、まず保護者あるいは地域の方々にご相談をかけるということが非常に大切かというふうに思っております。また、そのようなことで、平成18年にアクションを起こそうということでございましたけども、実施計画をつくる前の段階で実は園児数が非常に少ない時期があったということで、それを基準に既設の施設も統合の際に利用できないかということも検討されたかやに聞いておりますけども、その後、児童数がふえた経緯がございます。そういう意味で、新しい施設が必要だというような認識が出てきたわけでございます。もちろん当初から新しい施設ということもありましたが、現実的にそういう内部検討を行っていたということでございます。

そういう事情で現在、実施計画どおりには進んでおりませんが、今後、統合を行うということになりますと、規模的には、議員おっしゃられた大多喜の例もございますけども、かなりの施設規模あるいは、その敷地が必要だということが十分想定されます。したがって、そういうものをクリアして、ある程度見通しをもって保護者あるいは地域の方々に話を出していくということが必要かというふうに現在のところ、考えております。

小規模保育所といたしますが、必ずしも小さいから統合するという観点には立っておりません。保育に十分な環境を整え、必要な保育が十二分に発揮できるような施設、そういうものを視野に入れながら、今後、この問題に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 一通りご答弁をいただきました。水道問題については、今後の取り組みについて大方認識が一致したというふうに思いますので、行政側の答弁を了としておきたいと思っております。

広域ごみ処理の問題、今、市長は非常に率直な経過をお話いただきました。私もそんなところだろうと、実は推測をしていたところであります。問題は、市長はもともとこの六区には反対。私も六区には反対だった。巨大な施設であって、何でも燃やしてしまう100億円を超える、住民要求が多過ぎる、負担し切れないというような問題があって、この問題は結局、頓挫したのだろうというふうに私は理解しています。だから、1回目、2回目で私が質問いたしました何が障害になって今日に至ったのかということを中心にきちんと分析しないと、一步も進まないよと言ったのは、そういう意味です。住民から、あれもこれも上乘せの要望が多過ぎる。国が設置しろと言った規模で、住民要望を入れながら、市長がおっしゃったようなそんな巨大な設備を、今の分別収集、ごみの減量化を一生懸命やっている状況の中で、しかも、夷隅郡市は人口はどんどん減っていくような状況の中で、日量100トンを超える大型施設をつくる必要があるのかという問題なんかも含めて、いろいろな齟齬があるから、結局、それらが障害となって前に進まなかった。だから、この点をきちんと管理者・副管理者で総括をしていっていただかないと、次のステップは出てこないだろうというふうに考えているわけです。

市長は今、この要綱についても見直す。しかも、管理者・副管理者で見直した上で、改めて提案するということですから、私がこの要綱の内容についてる質問した事柄については、その中で解決していただけるというふうに思うわけでありまして、ですから、そういう具体的な要綱の中身については、ここでは一たん置いておきたい。

問題は、今後、広域施設をつくっていく上での我が勝浦市の対応としてどうなのかという点について、市長は今までは担当課長と自分だけと。しかも、そのときに既にお膳立てが向こうでできているような状況の中で、今後は勝浦市としてきちっと関係課長、副市長を含めて、十分議論をして、勝浦市の執行部としての意見を集約して反映させていきたいということでありますから、私はその努力に期待をしてやっていただきたいと思ひますし、議会としても、できればお互いに情報交換しながら、それぞれ研究をしながら、勝浦市としてどんな施設がいいのか、どういう形で今後、この広域ごみ処理施設の建設を進めていったらいいのか、そういう点について意見交換をしながら取り組んでいきたいというふうと考えております。

一応、今回の市長の基本的な考え方については、これを了とし、できるだけ、広域施設の早期実現に向けて、いろいろご努力をいただいて、今のままのような丸投げみたいな形で広域議会にぽんと放り投げられても問題は全然解決しませんから、そういう点で市長は今回、極めて積極的な答弁をしていただいたので、その努力を待ちたいと思ひます。

保育所の問題。いろいろ答弁していただいたのですが、ご努力をなさっていることは、よくわかります。ただ、エアコンにしても、要望がなかったということで、逆に言うと、なければいいのかということ。今の社会生活のレベルというのは、どういうレベルなのか。少子高齢化の中で、保育所に入ってきている方々、これは幼稚園も同じです。そういう人たちに保育環境、教育環境を整える上で、行政として何ができるのかという構えで、こちらの側からやっていかないと、言ってこなかったら問題がないのか。今まで、行政は申請主義だから大体そうなんです。言ってこなかったら問題がないんだ。問題があったら言うてくればいいじゃないか。言ってこないほうが悪いのだというの、別に田原課長に言っているのではないのよ。今までのいろんな行政の対応や窓口がみんなそうなのです。だから、市民が不満に思ふの。皆さん方は仕事がよくわかっているのだから、市民はよくわからないのだから教えてくれたっていいではないかというのが市民の大方の感想です。

だから、この保育所のエアコンだけに限りませんけれども、子供たちが、児童が保育環境、教育環境、生活環境、そういうものを今の時代にマッチした、そういうものをできるだけ提供していくという構えの中で、自分たちの施設をもう一遍、そういう目で見渡してもらいたい。その上で対応していただきたい。もちろん厳しい財政状況はあります。第1回目も第2回目の質問でも申し上げましたように、70億円そこそこの財源で一体何ができるのか。経常収支比率が97.5%、この逼迫した財政状況の中で何ができるのかという問題があります。だから、財政上の制約はあるにしても、視点として、構えとして、そういう考え方でひとつぜひ、特に児童福祉については取り組んでいただきたい、これはお願いでございます。

保育所の統合の問題、率直に申し上げて、書かなければいけないから実施計画に書いたみたいな感じを受けるのです。答弁を聞いていると、保育所の統合問題は別にどこというふうに決めたわけではない。当たり前ですよ。ただ、小さい順はあります。だけど、小さい順はあるけれど、小さいからといってすぐ統合するなんていう考え方ではありません。そんな一般論で言っているのではないわけです。

大多喜の例も申し上げました。つぐみの森保育所をつくってから、みつば保育所の2カ所に統合するまで11年の歳月が流れている。これは、計画してすぐできるものではないのです。住民と話を。どの住民と話を。勝浦市内のすべての保育所の全部の住民と話しするんですか。そうではないでしょう。統合が焦点になっている保育所があるでしょう。皆さん方、そんな問題意識

ないんですか。問題意識はないのに、何で保育所の統合が基本計画、実施計画に出てくるんですか。意識があるから保育所の統合問題が出てくるんでしょう、そして住民と理解を得るような環境をつくっていくということを実施計画の中にうたっているのです。これはどこを対象にしているのですか。全部ですと言うのですか。だから、空中楼阁みたいなことを言っているのではない。現実的な問題として、現実的な実施計画という形で提起してあるのだから、提起してある方針を踏まえて実施してもらいたいし、質問には答弁していただきたい。市内7カ所ある保育所が全部統合の対象ですか。そんなことはないでしょう。まず、差し当たって、どこを統合していったら、どこで環境整備をやっていくのか。その場合にどんな問題が起こるのか。

そういうことをやらなければいけないのに、この答弁を聞いていると、まるで人ごとなんです。計画は単に字で書いただけ。保護者に相談をかける、平成18年にアクションを起こそうとしたが、児童数がふえた。だから、新しい施設が必要だというようなことも認める、こういうことを言っているのですけれども、保護者に相談をかけるといったって、全部の保護者に相談をかけるのですか。そんなことないでしょう。名木小学校、上野小学校、荒川小学校の統合が行われましたよね。小規模小学校の統合と言っているときに、ほかの全部の小学校の保護者にみんな同じようなことやりましたか。そこには一つの市の方針として行政上の焦点があるわけです。そういうところから手をつけていかなかったらできないのに、こんな答弁でお茶を濁そうというのはとんでもない話なのです。

だから、いいかげんなことを言わないでほしい。実施計画は、小規模保育所の統合の問題は思惑があったから立てたのでしょ。う。だったら、それに基づいてどういう取り組みを行ってきて、現在、どうなっているのか。将来、どういうふうにしていきたいのかという報告ぐらいあっていいと思う。それが木で鼻くくったように、別にどこというふうに決めたわけではない。小さいからといって統合というふうには考えてない。では、この計画は何だというの。もう一回、市長、副市長、どちらでも結構ですけど、責任ある人から答弁していただきたい。

これは構えの問題です。私も今の勝浦市の財政状況を見れば、すぐ統合といったって、あっちとこっちがすぐくっついて、新しい所へポンといい保育所を建てて、そういう簡単なふうには思っていない。難しいと思っているからこそ、きちっとした計画の中できちっとした手続が必要だし、きちっとした保護者対策が必要だし、そういうことを地道に積み重ねて、何年もたってやっと実現できるような事業なのです。ところが、こんな答弁だったら、10年、20年たつたって絶対できないよ。答弁を求めて3回目の質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 初めに、ごみの問題です。確かに私は、前回の平成19年末までに夷隅郡市に一つの焼却場をつくるという方針に対して、今で言うと、本当にいい経験をしたと、そう思います。いかに人の力、人の意見が必要なのか。今回、この問題をまた取り上げるに際して、その轍を踏まないように十分注意して、皆さんと建設的な意見の交換をしながら、夷隅郡市におけるごみ焼却施設の早期実現については取り組んでいきたい、そう思っております。

保育所の問題について、なるほど、従来の行政というものは申請主義であったと。すべて市民から申請がなければ、現在行われている行政は円滑に推進されているものと理解していたのは、ついでこの間までであったと思います。しかし、私たちは、いつも気をつけなければいけないのは、政策を実行に移したからいいというものではないので、その政策の必要性はどこから出たのだと。それはあくまでも上からつくったものでなくて、実際に現場で必要なものを、本来ならその声を集約して

政策化して、それを遂行していくという形。その中であって、自分たちがつくったから、これによしとするのでなくて、当然にどこかまだ悪いところないだろうか。人間の仕事で100%完全ということはありませんから、そういう気持ちを我々は公務員として常に持ち続けなければいけない。ですから、やった仕事をもう一度やり直すとか、いろいろあったと思います。そういうことが今、無駄な時代であって、無駄を省く意味で、やった後、また掘り返してというようなことはないようにするには庁内の体制をどうするか、それを検討する必要もあったし、現にそれは検討して、徐々にではあるけれども、改善されてきていると思います。

そのように、現場から申し出がないから事足りたという問題ではないし、保育所の屋根が真っ赤に赤さびていて現場から直してくださいという意見がなければ、そのまま放っておいたと。道路から見て、まことに無残な形の保育所で、そういう申し出がなくても塗り返すというのが我々の仕事であり、これからという遅いので、公務員の心がけ、心持ちでなければならぬと、そういうふうに考えます。

したがって、次の世代を担っていただく子供の問題を至極当たり前の、当然なこととしてではなくて、育てる親御さんの思いをかみしめながら、我々は政策を考えて、それを実行するというのを忘れずに、これからの勝浦市の政策実行については、そういう思いを職員全員に行き届くように配慮して、また、それを徹底していかなければ、ただいま議員がおっしゃられたような問題も出てくるだろうというふうに考えます。したがって、これから市の財政はより厳しくなるだろうということが予想される中で、我々は、そういう現場を見ながら、いかに有効な政策がいいのかを、現場を中心にして物を考えていく、そういう考え方に切りかえて、これから先、推進をしていきたい、そう考えております。

保育所統合の問題ですけれども、これはただ単に人数だけ多くすればいいという問題では当然ないわけであって、あるいは、人数が少なく、十分な保育ができることのほうが、現状においては理想であると思います。しかしながら、より保育の条件や環境を整えて、安心して保育ができるようにお母さん方が考えられるような、そういう保育の場を提供するのも、これから先の保育所の設備のあり方として、まず必要だと思います。そういうことで、合併をするということは、より保育環境を整えて、お父さん、お母さんたちが子供の保育の場として安心して任せ得るような環境の創出を我々はすべきだと、そういうことで、まずその場の提供をする意味で統合ということを考えてまいりたい。むろん、通園はどうするのだとか、それに付随する問題が発生することは予想し得るわけです。そういうことは、過去、ここで何回かの統合をやってきた例もあり、その結果、お父さん、お母さんたちの反響がよろしいという現状も踏まえて、急がず、また、歩みをとめることなく、子供たちの将来についてのあり方を私たちとしても慎重に勉強し、よりよい保育の場所、保育を通じて子供たちの成長を遂げさせていきたい、そういうふうに考えて、これから先の保育の政策立案、実行については考えていきたい、そう考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君）　続きまして、児安利之議員の登壇を許します。児安利之議員。

〔10番　児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君）　私は、今回は大きな3つの問題について市長及び教育長に質問をいたします。

第1は、勝浦市の総合計画について。第2は、2008年度、来年度の市の予算編成について。第3は、後期高齢者医療制度について。以上3点について見解を求めたいと思います。

まず最初の勝浦市総合計画についてであります。勝浦市の基本構想は、2000年の12月に議会で議決されて、勝浦市はこれに基づいて2001年度を初年度に、2010年度の10年間を目標年次とする勝浦市総合計画を2001年3月に策定をいたしました。この間に総合計画は5年ごとの前期と後期に分けて策定されて、現在の行財政運営は勝浦市総合計画第3次実施計画、今も前段者から出ておりましたが、この第3次実施計画2006年度から2008年度の3年間の実施計画によって行われているものと私は認識しております。

さらに、それとは別に2003年3月に勝浦市の新行政改革大綱改定版なるものがつくられました。引き続いて、2005年10月に勝浦市財政健全化計画、またさらに、同年12月に二月おくれで勝浦市行政改革大綱2005という指針が発表された。次々とつくられて、その中で藤平市長は、市民に対して各種施策の実現に支援と協力をお願いしたい、このように市民に対して協力を求めているところがあります。

このような流れ、この約10年の流れをもう一度整理してみると、10年間のまちづくりの基本的な指針としての基本構想から、10年を前期と後期とに分けて、つまり5年ごとに分けて各分野ごとの施策の内容を総合計画で示して、さらに、予算の伴う実施計画で、予算の裏づけのある、もう少し言えば、財源の見通しのある実施計画で3年間で実施する事業内容を示していると私は理解しております。

ただ、この間には、先ほど言いました財政健全化計画や行政改革大綱2005がつくられていますけれども、その中で市は国の政治、財政、経済状況、あるいは勝浦市を取り巻く状況、あるいは勝浦市の状況を分析しているのですが、その中で国の三位一体改革のもと、国庫補助負担金、地方交付税の削減、長引く景気低迷などによる市税収入の落ち込み、さらには、義務的経費の増加などにより、厳しい財政運営が強いられている。特に平成16年度、2004年度においては、国の三位一体改革のもと、地方交付税などの大幅な削減が先行する形で進められたことで2億円を超える影響があり、財政調整基金を取り崩すことで、財源調整を図ってきたところであるが、財政調整基金、減債基金も平成18年度末には底をつく見込みで、また、今後も三位一体の改革の推進により、国庫補助負担金や地方交付税などの国からの財源が抑制されることは必至な状況にあり、このまま推移すれば、数年後には財政再建団体に勝浦市が転落することも、現実としてとらえなければならない状況になっていると言っているわけであります。

この財政再建計画の中では、また、歳入と財政需要の乖離がどうなっているかの項で、実質単年度収支は、平成13年度以降、連続して赤字となっており、平成16年度は3億900万円の赤字と近年著しく悪化している。過去にも一時的に赤字となったことがあったが、現状で黒字に転ずる見通しが立たない点で、過去に経験したことのない深刻な状況である、このようにも述べているわけであります。これは勝浦市がみずから勝浦市の財政状況を分析した文言であります。

このような状況を踏まえて、来年度、2008年度は藤平市政における総合計画第3次実施計画の3年間の最終年度であります。10カ年の基本計画のあと2年は、藤平市政の3期12年の総合計画の完遂の仕上げの年と位置づけてもよいのではないかと、このように私は思っております。

ところが、以上の財政状況のもとで行財政改革が平成17年度から18年度、19年度とぐっと強められてきている中で、私の見たところ、以上の財政状況や藤平市政がやってきている今の市政の中で

は、残念ながら行財政改革という名の市民に対する負担増が先行されている、このように思わざるを得ないわけであります。

そこで、1問目の第1にお伺いしたいことは、第3次実施計画の財政の見通しについて、3カ年の歳入歳出をそれぞれ市は201億5,142万円と実施計画で見込んでいます。諸施策をこの財源でもって展開しようという計画になっているわけですが、その施策の達成の見通し、さらには、この中で主要施策の実現の見通し等について、全体として伺っておきたいと思えます。

総合計画の第2には、勝浦市総合計画、後期基本計画でうたわれている産業振興を初めとする各分野の計画はどのような関連性を持って施策展開がなされているのか、私はいま一つはっきりしないわけであります。私が持ち合わせている資料を古いほうから列挙してみましても、1997年につくった勝浦市のまちづくり方針（市の都市計画に関する基本的な方針）が一つ、2002年作成の勝浦駅北口周辺土地利用計画策定調書、次の年の2003年作成の勝浦市観光拠点施設整備実施計画書、2005年作成の勝浦市次世代育成支援行動計画（子ども育成支援プラン）、そして2006年度、勝浦市環境白書2006、さらに、同じ2006年度で勝浦市第4期高齢者保健福祉計画並びに第3期介護保険事業計画、そして本年度、2007年度に勝浦市障害福祉計画、本当にたくさんの各分野の計画書や報告書がつくられて、膨大な計画書となっているわけであります。

私はいま、これらの一つ一つすべてにわたっての答弁を求めるつもりはありませんけれども、少なくとも市の総合計画と各分野の計画が整合性を持って遂行されているのかどうか。仮にそこに財源手当てがなされない状況になったとしても、創意工夫の中で前向きに施策を進めようという構えがあるかどうか、これについて伺っておきたいと思えます。

勝浦市次世代育成支援行動計画に関連してもう一つ伺っておきたいのは、子ども育成支援プランに関連しているわけですが、放課後子どもプランで推進する2つの事業について伺っておきたいと思えます。

ご存じのように、放課後子どもプランは、放課後子ども教室と学童保育、いわゆる放課後児童クラブの2つがあります。前者は、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課が所管しているし、後者は厚生労働省雇用均等児童家庭局育成環境課がそれぞれ所管しております。

前者の趣旨は、すべての子供を対象として安全・安心な子供の活動拠点、居場所を設けて、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを推進することとなっております。

また、後者は、共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る、このことにあると言われております。

勝浦市においては、旧勝浦地区の児童館に1カ所、興津地区に空き教室で1カ所、総野地区でも1カ所、そして、来年度で上野集会所にということで、今回の議会に提案をされておりますが、1カ所ということになりますと、逐次、学童保育を実施してきて、来年度、上野地区で実施することで、すべての地区で行われることになるわけですが、国では、今言いましたように、学童保育の趣旨は、未実施の小学校区の早急な解消を図るためのソフト及びハード両面の支援措置を講ずる、こう言っているわけであります。勝浦市においても、小学校区単位の学童保育の早期実施が望まれるところでありますけれども、私はここで、今回、教育長に答弁を求めたいことは、放課後子どもプランの推進状況は、どのような現状なのか。また、どのような内容を持って進めようとしているのか、これに対する答弁を求めたいと思えます。

次に、来年度の予算編成についてであります。昨年12月26日、私は共産党勝浦支部あるいは後援会の人たちと一緒に、市長に対して2007年度勝浦市予算に対する要望書提出のため懇談を申し入れて、話し合いの場を持っていただきました。その要望事項は、税、手数料関係や医療、保健、福祉関係、子育て支援、道路、街灯、ごみ、環境問題などなど、68項目にわたるものであります。これらはすべて私どもが独自の市政に対する市民アンケートの回答に基づいて、切実でかつ生の声をもとにした予算要望書でありました。それからちょうど1年を迎えた今日、これらの要望を積極的に受けとめて実施されている項目ももちろんあります。しかし、いまだ実施されず、あるいはまた、要望とは反対の方向、方針が打ち出されるなど、残念な課題として残る項目も見受けられているわけであります。

私どもは、来年度に向けても、新たな要望も加えて未実施の項目についても粘り強く要望を続けていくつもりでありますけれども、今回、現時点での予算要望に対する実施状況と今後の取り組みについて、とりあえず市長から答弁を求めるものであります。

第3点目の後期高齢者医療制度についてであります。来年の4月から実施される後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を後期高齢者と呼んで、他の世代から切り離して、際限のない負担増と差別医療を押しつける、私に言わせれば、大改悪であります。今、後期高齢者医療制度の中身が知られてくる中で、高齢者の方々はもちろんのこと、国民、自治体、地方議会、医療関係者などから一斉に批判の声がわき起こっております。

勝浦でも先週の土曜日、朝市で朝8時半から約2時間にわたって共産党の支部の皆さんとで後期高齢者医療制度の来年4月実施の中止を求める署名の訴えを行いました。たった2時間の間に70筆を超える人たちの署名が集まりました。その関心の高さが示されたと思います。

この制度の中身は、ご存じのように、年金月額1万5,000円以上の高齢者は、否応なしに年金から保険料を天引きされる、保険で受けられる医療が制限される、保険料が払えなければ、保険証を取り上げられるなどなど、本当に高齢者いじめの制度であります。

勝浦市の人口構成を見えますと、全人口約2万2,000人、このうち高齢者と言われる65歳以上の高齢者が約6,400人、実に全体の29%、3人に1人が65歳以上。そのうち75歳以上の後期高齢者が6,400人のうちの約半数、3,270人です。このデータは、2005年の国勢調査のデータでありますので、現時点ではさらに高齢化は進んでいると思われれます。このことから、本市にとって高齢者に対する対策は本当に大事な重要課題の一つと位置づけなければならないと思うわけであります。

そこで、第1に、市長は、この大改悪と思われる制度について、どのように評価をするのか。また、国に対して、来年度4月からの実施の中止を求める、そういう意思表示をする考えはないかどうか、答弁を求めたいと思います。

第2に、もしこれが実施された場合、保険者が勝浦市の国保、具体的に言えば、市民課と千葉県の広域連合の国保とに分かれてしまうわけでありますから、後期高齢者医療制度は、言ってみれば形式的には市とは全く関係なくなってしまう。従来市が行っていた各種の健康診断に差別が持ち込まれることが予想されるわけであります。そこで、高齢者と言ったって勝浦市に住んでいる以上、勝浦市民に変わりがないわけでありますから、この後期高齢者に対しても今までと同様に市民健診を実施することを強く要望するものであります。市長の考えを伺いたいと思います。

第3に、今までは高齢者や原爆被爆者、あるいは障害者など、人道的見地から、仮に生活が苦し

なくなった、急に働く大黒柱が病気になってしまった等々で、保険料、保険税が払えない滞納者であっても、保険証は交付されていたわけでありますが、新しい制度では問答無用で保険料滞納になれば、待たないで滞納者から保険証を取り上げる、これが今度の新しい制度であります。全く血も涙もないやり方であります。これを許すことはできません。市として保険料の納付相談とか、あるいは分納相談などなどいろいろな工夫を凝らして、市の裁量で少なくともこういう人たちに対する保険証の取り上げ、保険証は命綱でありますから、取り上げをやめるべきというふうに私は思います。これも強く市長に要望するものであります。市長の明確な答弁を求めて、第1回目の質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの児安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、勝浦市総合計画について申し上げます。総合計画は、自治体のすべての計画の基本となる計画であり、長期のまちづくりのビジョン、言い換えれば、目指すべき将来都市像を示す基本構想であり、この構想で示された都市像を実現するための施策を定める長期計画である基本計画、そして、基本計画で方向づけられた施策を具体的な事業として実現する実施計画の三本立てになっております。現在は、平成18年3月に策定いたしました後期基本計画並びに第3次実施計画を推進しておりますが、平成20年度は第3次実施計画の最終年度になります。つきましては、計画に掲げた事業を優先的に推進してまいりたいと考えております。

また、3年間にわたっての財政見通しに関するご質問についてであります。計画策定時に見込みました総額約201億円に対しまして、歳入にあつては約209億円、歳出にあつては約207億円の見込みとなっております。なお、第3次実施計画で掲げた事業費ベースの実施状況は、平成18年度決算及び平成19年度12月補正後予算額ベースでも、いずれも95%を超える進捗であることから、おおむね順調に実施されているところであり、平成20年度においては勝浦診療所の移転改築や公営住宅整備事業などを初めとする各種施策事業の推進を図ってまいっている所存であります。

次に、総合計画と各分野との計画の整合性についてのご質問であります。先ほど申し上げましたように、総合計画はすべての計画の基本となる計画でありますことから、各分野の計画も総合計画に沿ったものとして整合性を持って遂行されているものであります。

個々について申し上げますと、まず、第4期高齢者保健福祉計画との関係についてであります。平成18年4月から3カ年の計画であり、介護保険事業計画とあわせて策定しております。総合計画との関係については、高齢者福祉の充実に位置づけられており、この整合性を持って策定されております。この事業化につきましては、15項目を実施計画に盛り込み、その推進を図っております。なお、高齢者福祉計画については、平成20年度に見直し作業を考えております。

次に、第3期介護保険事業計画との関係についてであります。議員、ご承知のとおり、介護保険制度につきましては平成18年度に予防重視型システムへの転換や、地域における包括的・継続的

なマネジメントの実施等、制度全体の見直しがされたところであり、これらを含め、平成18年3月に平成18年度から平成20年度を1期とする第3期勝浦市介護保険事業計画を策定したところであり、本計画においては、勝浦市総合計画で、地域で支える高齢者福祉の充実として位置づけられております。地域支援事業及び地域包括支援センターの推進等の実施に向けての詳細な内容を明記し、それに基づき、現在まで特定高齢者等に対する介護予防事業や家族介護者支援等の任意事業も実施しているところであり、また、本年度より介護健康課内に勝浦市地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談等の包括的支援事業も実施しているところでもあります。今後におきましても、介護サービスの安定した供給体制の持続と高齢化社会に対応するため、勝浦市総合計画との整合性を図りながら、本計画に位置づけられました各種事務事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、障害福祉計画であります、ご承知のとおり、障害者自立支援法第88条に基づき策定するものでありまして、総合計画後期基本計画及び実施計画の障害者福祉の充実に位置づけられております。なお、現障害福祉計画は、現総合計画策定時以降、策定されており、これに基づいたものとは言えませんが、後期基本計画の第3次実施計画策定時に第2次障害者計画・障害福祉計画の策定に位置づけておりますので、整合性は保たれたものとみなしております。

また、計画の実施であります、障害者自立支援法に基づく事業として、身体障害者（児）補装具給付事業、自立支援医療の給付、日常生活用具給付事業、自立支援介護給付・訓練等給付に取り組んでおります。

次に、子ども育成支援プランとの関係であります、次世代育成支援行動計画として平成17年3月に策定し、平成17年度から26年度までの10カ年とし、現在、前期5カ年の前期計画期間中であり、総合計画第3次実施計画には、この支援プランに基づき、事業計画を盛り込み、推進しております。

次に、平成15年3月に策定いたしました観光拠点施設整備実施計画との関係についてであります、勝浦市総合計画に基づく主要な計画事業として観光地づくりを推進するためのハード事業の整備についての計画書として策定したものであります。

この観光拠点整備実施計画では、現在の勝浦における観光に関する全般的な課題を検討した中で、勝浦市の観光拠点を2つに分け、勝浦地区中心部とその周辺部をにぎわいの拠点、鵜原地区を海の拠点として、観光客受け入れ体制のための機能強化を計画したものであり、市総合計画の進捗状況との整合性を持って遂行しております。

次に、本市のまちづくり方針との関係についてであります、議員、ご承知のとおり、都市計画法第18条の2の規定に基づき、まちづくりの考え方や地域別の整備課題に応じた整備方針等について総合的に定めた勝浦市のまちづくり方針、いわゆる都市計画マスタープランを平成9年4月に策定したところであり、この中で、土地利用の計画として、都市計画区域の拡大と既成市街地については、土地利用のルールである用途地域を定めることとしてあります。

また、都市施設の整備の方針として、道路、公園及び下水道を整備することとして、上位計画である勝浦市総合計画との整合を図り、事業を実施する考えでありました。しかしながら、まちづくり方針策定以降、長引く景気の低迷と社会情勢の変化も大きく、都市計画区域の拡大及び用途地域の指定については平成9年に実施したところであり、都市施設の整備については、国道、県道の整備は一部実施されているものの、都市計画道路の整備は実施しておりません。

公園については、開発行為により造成された地区についての公園の確保が図られたものの、都市公園の整備は実施していません。

また、下水道につきましては、勝浦処理区の下水道事業計画等を策定いたしました。が、財政負担などの問題も大きいため、事業認可の申請を見送った状況であります。

次に、勝浦市環境白書2006との関係についてであります。が、本白書は本市の環境の現状や環境保全に関する施策の実施状況を取りまとめ、広く市民の皆様へ公表するものであり、本書により環境問題への理解と関心をさらに深めようとするものであり、今年度も白書の発行に向け、事務作業を行っているところであります。

次に、平成20年度の市の予算編成についてであります。が、平成19年度予算要求に対する実施状況と今後の取り組みにつきまして申し上げます。

初めに、第1点目の税・手数料関係についてであります。が、まず国民健康保険税の引き下げ及び資格証明書の発行ですが、国民健康保険税につきましては税率の見直しを行い、限度額適用対象者を除き、本年度課税分について、その引き下げを図ったところであります。また、資格証明書の発行につきましては、被保険者間の負担の公平性を維持するためにも、必要なものと判断をしております。

しかしながら、この発行に際しましては、個々の滞納者の実情及び滞納事案の性質に応じた対応をし、一律に取り扱っておるものではございません。したがって、今後におきましても、納税相談、納税指導の徹底を図りまして、資格証明書のでき得る限りの解消に努めていく考えであります。

また、失業中の方や病气療養中の方などへの税減免措置を充実することについてであります。が、納税相談につきましては、毎週火曜日に窓口時間の延長を行い、対応の充実を図っております。失業者や病人などの税減免措置の充実につきましては、勝浦市国民健康保険税減免取扱要領の中で、状況に応じた保険者への減免ができるよう定めており、これにより行っているところであります。今後におきましても、個々の納税環境を精査しながら、対応を図ってまいりたいと考えます。

次に、介護保険の保険料を引き下げること、また、保険料減免基準を生活保護世帯に準ずるから、生活保護世帯基準の1.3倍程度に緩和することについてであります。が、介護保険料につきましては、保険料率の見直しを行い、限度額適用対象者を除き、今年度保険料分よりその引き下げを図ったところであります。

また、保険料減免基準を生活保護世帯に準ずるから、生活保護世帯基準の1.3倍程度に緩和することについてであります。が、勝浦市介護保険料徴収猶予及び減免取扱要領の中で、状況に応じた保険料の猶予及び減免ができるように定めており、これにより行っているところであります。今後におきましても、個々の納付環境を精査しながら対応を図ってまいりたいと考えます。

次に、市水道の未給水地区の解消を図ることとのご要望ですが、市内の水道未給水地域については、集落間の距離が長く、多額な資本投資が必要であり、企業経営の採算性や現状の財政状況から早急な対応が厳しい面がありますが、現在進めております勝浦市総合計画後期基本計画に未普及地域対策を位置づけておりますので、引き続き関係地域の公衆衛生の向上を図るため、給水対策を検討してまいります。

なお、従来からの未給水地域の一部、松部山田地区につきましては、平成18年度から平成19年度にかけて配水管布設工事を実施中でありまして、

また、水道料金値下げの断行をとのご要望ですが、水道経営は利用者の皆様から負担していただく料金により運営しており、水道という財産価値を維持して、次世代へ継承する責任を有しております。料金につきましては、能率経営のもと維持管理や将来の施設更新を含め、永続的事業運営が図れるものとされていますが、料金設定の前提となる本市水道事業経営は、水需要の伸び悩みが施設の改修などで厳しい状況が続いております。引き続き想定される施設更新等を考慮しますと、料金の値下げは困難と考えますが、今後の事業経営に当たり、可能な限り、経費節減を図るとともに、効率的な事業推進を行うことで、経営基盤を強化し、住民の皆様の負担をできるだけ軽減していくよう努めたいと考えております。

次に、合併処理浄化槽補助金の増額についてであります。本市は勝浦市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境保全のために現在、合併処理浄化槽設置促進事業として補助金を交付しております。また、ここでの補助金額は、国、県の補助基準額にあわせ、現行で浄化槽新規設置分については24万円を交付し、内訳は国3分の1、県3分の1、市が3分の1となっております。また、単独浄化槽からの転換設置分につきましては、5人槽で34万2,000円で、内訳は国3分の1、県3分の1、市が3分の1となっており、上乗せ分として18万円を交付しております。内訳は、県が2分の1、市が2分の1となっておるところであります。したがって、現在のところ、市単独での補助金額の増額は考えておりません。

第2点目の医療・保健・福祉関係であります。初めに国保勝浦市診療所の市民の健康を守るセンター的役割についてであります。私が申すまでもなく、勝浦診療所は僻地診療所として位置づけられ、地域医療を担う市内で唯一の公的医療機関として業務を行っており、地域住民の健康保持に必要な医療を提供し、日常的な健康づくりを推進しております。したがって、医療・保健・福祉の各部門が連携し、事業を実施することに異論はございませんが、センター的機能を担うこととなりますと、医師等、医療スタッフの充実も図らなければならないこと等を考慮いたしますと、難しい問題であると考えます。

次に、特別養護老人ホームの増設であります。勝浦市特別養護老人ホーム総野園が昭和49年5月から業務を開始し、現在、指定管理者制度により社会福祉法人恩賜財団千葉県済生会により管理運営されております。この施設利用については、50名定員で常に満床となっております。

市では、施設整備等に努めておりますが、増設については今後、需要動向、財政状況等を踏まえ、検討する必要性を感じております。また、学校統合による廃校跡地を高齢者・障害者福祉の拡充に活用すべきとご質問ですが、元荒川小学校跡地は長谷川グランドとの併用により、社会体育施設用地として活用したいと考えており、元名木小学校跡地につきましては、地権者等への返還を予定しております。

なお、元新戸小学校跡地につきましては、国道に接している地理的条件から、将来的には公共施設用地として活用することが望ましいと考えておりますが、福祉施設等の設置については現時点では考えておりません。

次に、市民会館の早期建てかえ、また駐車場の24時間開放についてであります。市民会館の建てかえに関しましては、市民会館、中央公民館が昭和41年に建設され、既に40年以上が経過し、施設の老朽化も進み、構造的にも機能的にも課題が多い現状から、利用者である市民を含めた検討が必要であるとの判断から、勝浦市(仮称)市民文化会館建設等審議会を10月30日に立ち上げまして、その方向性等について検討をしているところでございます。

次に、駐車場の24時間開放でございますが、現在、月曜日から金曜日は午前8時30分から午後5時30分まで、土曜日、日曜日、祝日、年末年始については午前6時30分から午後9時まで開放しております。これにつきましては、以前、24時間開放しておりましたが、特定の方の専用駐車場化し、本来の目的と異なった利用形態となったことにより現在の方式となった経緯がございますので、当分の間、この方式で実施していきたいと考えております。

次に、高齢者住宅改良助成制度対象者の所得制限見直しについてでございますが、高齢者等の住宅改造助成事業につきましては、平成15年度より制度改正及び補助金額の限度額の改正等を行い、今年度まで事業を行っているところであります。今後におきましても、高齢者の生活状況に合わせ、安全と自立に向けて本事業を実施してまいりたいと考えます。ご質問の所得制限なしに拡大することについては、当面、現行を維持してまいりたいと考えます。

次に、高齢者への入湯券は、平成16年度にそれまでの年間利用枚数4枚を6枚にふやしたところであり、はり、きゅう、マッサージ施術利用者助成については、1人年間12枚の利用券交付を行い、障害者福祉タクシー助成では平成16年度から、それまでの年間利用枚数24枚から28枚にふやしたところであり、したがって、当分の間、この利用内容で進める考えであります。

次に、障害者自立支援法によるサービス利用料1割の負担軽減措置についてでございますが、平成18年度に障害者自立支援法が施行され、支援費制度から身体・知的・精神の3障害への福祉サービスが一元化されたところでございます。これにより、利用者は負担の仕組みが応能負担から応益負担に変わったものであり、この制度により今後も運用することとなっております。したがって、市としてもこの制度運用を尊重したいと考えます。

次に、基本健康診査の受診率の向上とその2次フォローの充実についてのご質問でございますが、基本健康診査は、近年の循環器疾患等の動向を踏まえ、これらの疾病またはその危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な指導と結びつけることにより、これら疾患等を予防することを目的として実施しております。

まず、受診率の向上ということですが、市内全世帯への健診カレンダーの配布、広報紙、防災無線により受診勧奨を図りました。また、健診会場までの送迎バスの運行、肺がん、前立腺がん等の検診の同時実施、直接会場に来場された方も受診を可能とし、受診者の利便性を考慮いたしました。

また、2次フォローの充実ですが、基本健康診査の実施後において、結果説明会及び生活習慣病の原因となります肥満を予防する高齢者食生活改善事業としてヘルシー教室の開催、骨粗しょう症、低栄養等を予防するこつこつ教室の開催、あるいは、国際武道大学と連携した健康づくりのための事業として健康ハツラツ教室など、各種予防事業を実施しているところであります。

次に、第3点目の子ども・子育て支援についてでございますが、まず、就学前児童の乳幼児医療費無料化と利用しやすい運用に努めることですが、議員、ご承知のとおり、乳幼児医療費については、平成19年4月1日より従前のゼロ歳から小学校就学前の入院とゼロ歳から3歳未満の通院が無料のところを、ゼロ歳から小学校就学前の入院・通院費が無料と制度拡充を行ったところであります。

また、病院窓口での手続の運用については、窓口で市で交付する乳幼児医療券を提示することで、保険診療の一部負担額を支払わない現物給付方式で利用者の利便を図っております。

次に、長時間保育、ゼロ歳児保育の拡充についてでございますが、保育時間は土曜日を除き、通常午前8時から午後4時までであり、この時間帯の前後の午前7時30分と午後6時までの延長保育を全保育所で実施しております。これにより全体で10時間30分の保育時間を可能としておりますので、

現在のところ、この方針で保育を行う考えであります。

また、ゼロ歳児保育についてであります。現在、上野保育所で生後4カ月以降の児童、中央保育所と興津保育所では11カ月以降の児童の保育を実施しております。この拡充については、受け入れ施設の改善等が必要なことから、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、子供の遊び場の確保と保全についてであります。現在、市内で3カ所の児童遊園を設置し、利用しやすいよう維持管理に努めております。これ以外の公園につきましても、安全性や衛生面等、十分な配慮をしてまいりたいと考えます。

次に、4点目の道路・歩道・側溝・街灯等の整備についてであります。現地の確認をいたしましたところ、要望箇所が国道128号及び297号の国道並びに県道関係、そして市道関係でございますので、国道、県道関係、そして市道関係に分けてお答えいたします。

最初に、国道128号及び297号の整備要望につきましては、千葉県に対し整備箇所を特定いたしましてお願いをしているところであります。特に国道128号の塩田病院からスーパーハヤシ間の排水整備、沢倉から部原間の歩道整備、そして国道297号の旧新戸小学校前の道路改良については、早期着工・早期完成についての要望書を提出しているところであります。

また、県道勝浦港線の石井時計店交差点につきましては、本年9月27日に事故多発地点として関係機関にて道路診断を実施いたしましたので、今後は診断結果に基づき整備が図られるものと考えております。

なお、国道128号の排水整備や新官地先の歩道整備については、現段階的では継続的に整備し、また国道297号の旧新戸小学校前の道路改良整備については未整備であります。平成18年度において交通に支障があることから、千葉県では樹木の剪定をしたところであり、今後も整備に向けて地権者と交渉していくと伺っておりますので、引き続き国道128号の排水整備や新官地先の歩道整備、そして国道297号の道路改良整備を初めその他の事業につきましても、千葉県に対しまして要望してまいりたいと考えております。

続きまして、市道関係であります。比較的簡易な要望につきましては、直営で道路幅員の狭い箇所等は交通に支障の来さないように樹木の剪定を実施し、そして、損傷の著しい側溝ぶたの交換や路面の補修を行いまして、整備をしているところであります。また、距離のある排水整備等を初め各事業等につきましては、地元区との要望と同一箇所もありますので、地元との調整を行いまして、計画的に整備していくことが必要と考えております。

なお、街灯の設置要望につきましては、平成17年度に要望路線に6基設置してまいりましたが、防犯灯の設置ということであれば、設置後の維持管理等で地元区との協議が必要でありますので、その都度、検討してまいりたいと考えます。

次に、第5点目のごみ・環境問題についてであります。初めにごみ収集の有料化につきましては、近年のごみ質の多様化に伴い、ごみ自体の減量が見込めないことから、再利用、資源化を推進する必要があり、これらに要する費用並びに老朽化した焼却施設の適正な維持管理を図る上から、平成20年7月1日をめどに可燃ごみの有料化を実施させていただきたいと考えております。

次に、不法投棄対策の強化についてであります。現在、市民生活における良好な環境維持の推進を図るため、不法投棄監視員の巡回による不法投棄廃棄物の早期発見及び防止に努め、また、職員による定期パトロール及び警備会社委託による夜間パトロールを実施、不法投棄防止対策事業による金網フェンスの設置等を実施しているところでございます。今後も監視体制の強化、広報等に

よる啓発活動を行い、不法投棄の防止に努めていく考えであります。

次に、分別回収とリサイクルをさらに徹底することにつきましては、現行の14品目による分別を細分化することによって、老朽化した焼却施設への負担軽減と再利用、資源化を促進するため、平成20年4月1日から廃プラスチックの分別収集を行う考えであります。

次に、海の汚染防止についてであります。海の汚染は市内各河川及び都市下水路等により流れ込む水質に原因があると考えられます。そのため、市内の河川及び公共用水域の水質浄化のためにEM活性液を投入し河川を浄化することにより、海の汚染防止にもつながるものと考えられますことから、市民にEM活性液を無料配布しているところでもございます。特に浜勝浦川につきましては、上流部へのEM活性液の直接投入を行い、また、興津都市下水路につきましては、竹炭による河川浄化を実施し、水質の汚濁防止に努めているところであります。その効果については、浜勝浦川は以前より悪臭が減り、川がきれいになってきたこと、また、興津都市下水路についても同様の効果があらわれてきております。

○議長（末吉定夫君） 藤平市長の発言中ですが、午後3時まで休憩いたします。

午後2時48分 休憩

午後3時00分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） 引き続き、答弁いたします。

次に、第6点目の営業と雇用についてであります。西東京市との交流について申し上げます。西東京市に向けた地場製品の販売促進等につきましては、関係団体の協力のもと、毎年6月の友好都市観光物産展及び11月の西東京市民まつりに参加し、海産物を中心に地場製品の販売及び観光客誘致活動を実施しております。さらには、本年度から西東京市民まつりで新たに勝浦産新米こしひかりの販売を開始いたしました。今後も引き続き地場製品の販売促進や観光客誘致活動とあわせて、来年4月開園予定の大楠交流農園について、西東京市民向けの周知をお願いするなど、本市の産業振興を視野に入れた交流促進に努めてまいりたいと考えます。

次に、その他の住民サービスについてであります。初めに市民バスの運行拡大等について申し上げます。新官・部原方面への市民バスの運行につきましては、これまでの議会でもいろいろご意見をいただいていたところではありますが、現在、小湊バスが国道128号を路線として勝浦・御宿間を運行しておりますが、この路線を市役所入り口の市道新坂沢倉線から部原三差路までの市道部原川津勝浦線の間について運行できないか、現在、小湊バスと協議を行っているところであります。また、このほかの運行拡大につきましては、道路の問題、財政上の問題等を含め、現状では困難であると考えます。

なお、利用料金の無料化等につきましては、現在、その考えはありません。

次に、公衆トイレの増設、清潔保持及び改修についてであります。市といたしましても各種イベントの充実とともに観光客の受け入れ体制を整備することが急務であります。その中の一つとしてトイレの問題は早急に対応すべき課題として位置づけており、現在設置されているトイレの清潔保持とともに、高齢者や障害者も安心して利用できるトイレの新設をするために頑張る地方応援プ

プログラムの事業の中で、勝浦朝市整備事業による公衆トイレを整備してまいります。

次に、休憩ベンチの設置・増設についてであります。現在は市役所下に3カ所、武道館研修センター下に1カ所設置してありますが、今後は公共施設等も含め、全体的に検討してまいりたいと考えます。

次に、市営住宅の増設につきましては、耐用年数を経過し、老朽化した住宅の建てかえを優先的に実施しておりますので、武道大学生向けアパートの空き家に対する助成措置等は現段階では困難な状況と考えております。

次に、第8点目の防災についてであります。平成17年度から平成19年度までの3カ年で防災アセスメント調査業務を業者委託しており、この勝浦市防災マップは、災害別の対策、日ごろの備え、避難の心得のほか、ハザードマップから構成されており、これを全戸配布し、市民に周知をしてまいりたいと考えます。

また、防災意識の高揚につきましては、各区長、区役員を対象とした防災講演会や、各区の実情に即した防災出前講座を開催し、各区、地域に自主防災組織の設立に向けた推進と、防災訓練の実施により防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えます。

次に、第3の後期高齢者医療制度について申し上げます。

第1点目の後期高齢者医療制度に対する評価及び国に対しての考えであります。我が国は国民皆保険制度のもと、高い保険医療水準を誇り、世界最長の平均寿命を達成するに至っております。しかしながら、医療技術の進歩や急激な高齢化などによる医療費の増加などの環境変化の中、医療保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、構造改革が急務であったことから、医療制度改革の一環として高齢者の医療の確保に関する法律が制定されたものと理解しております。

また、半面、疾病の発症率等から保険原理による制度機能の問題、公費負担割合の問題、新たな診療報酬構築の問題など、課題も少なくないことは承知をいたしております。いかに健康の保持を基本とし、医療費に係る給付と負担との調整を図り、持続可能な制度として国民の理解が得られるかにかかっているものと考えます。

なお、市としては、昨年6月に法律が制定され、平成20年4月から施行されることから実施に向けて取り組んでおりますが、1年後をめどに見直しを図る旨の報道もありますので、必要十分な議論がなされ、納得できる内容となることを期待するものであります。

第2点目の後期高齢者に係る健診についてであります。老人保健法の改正により基本健康診査、骨粗しょう症健診等は適用法律が変更となります。骨粗しょう症検診、がん検診等は健康増進法に基づく事業として位置づけられ、また、基本健康診査はなくなり、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査、特定保健指導として医療保険者に実施が義務づけられたところであります。後期高齢者医療の被保険者に関しましては、健康診査の実施が努力義務とされておるなど、その取り扱いにおいて差異があることにつきましては、議員、ご指摘のとおりであります。

したがって、同じ市民であっても医療保険者の相違などにより各種検診の受診に当たり、全く問題がないとは言いきれませんが、市民の健康の保持及び増進を基本として配慮してまいりたいと考えております。

第3点目の保険料滞納者に対する保険者証の交付についてであります。議員、ご指摘のとおり、後期高齢者医療制度では保険料の賦課と医療給付を同一の主体である広域連合が行いますので、国

民健康保険と同様に短期被保険者証及び資格証明書を発行できるものとされております。

運用に際しましては、広域連合が取り扱い要綱等を定めて行うこととなりますが、機械的に行うものではなく、弁明の機会の付与手続により、特別の事情を十分考慮し、行うべきものと考えます。なお、資格証明書等の発行につきましては、過日、広域連合からの照会に際しまして本市の取り扱いと同様に、個々の滞納者の実情と滞納事案の性質に応じた対応をするよう申し入れてあります。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、放課後子どもプランの推進について及び学校統廃合に伴うバス定期代補助につきましては教育長より答弁をいたさせます。

○議長（末吉定夫君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの児安議員の一般質問についてお答えいたします。

初めに、総合計画と各分野の計画との整合性についてのご質問のうち、放課後子どもプラン推進の現状についてであります。放課後子どもプランは、議員もご承知のとおり、厚生労働省所管の放課後児童クラブと文部科学省所管の地域子ども教室がございます。その中で、地域子ども教室を教育委員会が管轄するわけでございますが、この事業は、平成16年度より3カ年計画の委託事業として、すべての子供を対象として安全・安心な子供の活動拠点、居場所を設け、地域の方々の参画を得て、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを推進するとの趣旨で事業が策定されたものです。その後、平成19年度から放課後子ども教室推進事業として、地域子ども教室の取り組みを踏まえた事業の拡充を図ること、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することとの趣旨のもと、委託事業から補助事業に移行され、事業が策定されました。

具体的に、教育委員会が実施してきました地域子ども教室事業といたしましては、ジュニアサッカー教室、ジュニア水泳教室等がございます。しかしながら、スポット的な事業ではなく、より継続的に放課後の子供の安全で健やかな活動場所を確保したいと考えておりますので、平成19年2月に小学校に余裕教室があるかどうか、教室以外の施設で利用できる施設があるかどうかの調査を実施いたしました。また、この事業の基本的な考え方である福祉課との連携を図るための協議もいたしました。その結果を踏まえまして、今後、現在実施しております事業の充実を図ること、また、放課後子どもプランをさらに充実させるためにはどうしたらよいか等を指導していきたいと考えています。

次に、学校統廃合に伴うバス定期代補助を隣接境界地域の希望者にも拡大するというご要望ですが、バス定期代補助につきましては、統廃合に係る保護者や地域の方々との話し合いを重ねた結果、閉校した学校の学区の児童について補助するように決定したものでございます。したがって、現在でも閉校した学校の学区の児童に対してバス通学に係る希望の有無を確認し、補助しておりますので、今後につきましても同様に対応していきたいと考えています。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 1点目からお願いしたいと思います。風呂敷で包んでやっところへ持ってきたのですが、基本構想は別として基本計画と総合計画、それに対する実施計画。その次に年度を追って言ったのですが、まちづくり、都市計画の関係、子供育成、環境白書、さらに観光拠点実施、

障害者福祉、介護保険あるいは高齢者福祉、まだまだあると思うのですが、とりあえずこれだけ持ってきたのですが、これが先ほど言ったように、本当にいつでも所管の課がこの計画なり調査と総合計画あるいは実施計画との首っ引きの中でどう進めていこうかと、その是非は別としても、みずから立てた計画をどう進めていこうかという立場に立ってやられているのかということについて疑問を持つところもあるわけです。

例えば、今、私はたまたま議会で選ばれて市民文化会館建設等の審議会に所属させてもらっています。現在までに市長から市の文化会館建設等に係る諮問を受けまして、委員の皆さんと検討に入っているわけです。まだまだ入り口なのですが、それをやっている中で、例えば、勝浦市観光拠点施設整備実施計画の23ページで、施策と整備、手法、フィッシャーマンズマーケットの整備という項があるのですが、中央公民館、市民会館の移転と跡地の利用、フィッシャーマンズマーケットの整備ということです。一方では、観光拠点施設整備実施計画はまだ生きているわけです。ここで見ると、中央公民館、市民会館を移転する。老朽化して設備的にも不備なので建てかえが必要だ。改築する場合には、用地的に手狭なので移転を検討する。その後、鮮魚、海産物市場、シーフードレストラン、海の幸の屋台、漁業展示館などを設置するというのが一方である。市長が我々に諮問している審議会は何なのか。別に、まだあそこに建てかえるという結論は出ておりませんが、そういう選択肢も十分考えられる。それがまだ決まらないうちに、一方ではこれをぶっ壊してしまって、どっかへ持って行ってしまえという計画です。これは実施計画とは違って、平成15年につくられたのだから、古い話だから、つくったけど、こんなものはお蔵入りだよというなら別です。だけど、私の認識では、少なくともこれは生きているだろうと思います。例えばそういうことです。

あるいはまた、高齢者の関係でも障害者の関係でも、今、こういう事例が出ている。精神障害者なのですが、何とか就職したいとハローワークへ行った。けんもほろろに、全然取り合わないという実態があるわけです。そういう市内の障害者をどう捕捉されて、障害者自立支援法に基づく、ただ単に応能から応益に改悪されて1割負担だと。これも評判が悪くて、凍結しようかしないにしようかというところまで、今、政府は追い込まれていますが、こういうのだから法律に基づくだけの話ではなくて、勝浦市の障害者の実態を踏まえながら、障害者福祉計画に基づいてそういうものもフォローしていく必要があるのではないかと。担当課としては、その辺を捕捉しながらやろうとしているのかという問題もある。

環境白書だって、周知徹底していくのだと、こう言っているけれども、確かにEM菌の一定の効果は出ているけれども、EM菌だけでは臭気をとることはできても、基本的に汚濁をなくすことはできないわけです。確かに臭気をとれるというのは非常に画期的なこと。私はそれは評価します。否定するどころか、近隣でも喜んで。しかし、基本的には汚染、汚濁をなくしていくということですから、あのEM菌だけでそこまで払いのけるという科学的根拠は今の時点でないわけで、もう一歩進んで、それをどうするかという問題も含めて、確かに環境白書2006にいろいろと書かれて、これは2歩ぐらい前進しています。では、これを市民がどれだけ認識しているのかという点では、この冊子を何冊つくって、どういうところに何冊配布されていて、それがどう活用されているのか。そのことによって市民の環境問題の意識がどれほど変化しているのか、そのことを追跡調査されているのかどうか。

この間、ごみ問題でアンケートをとった。なかなか中身の濃いアンケートだったけれども、絶えず、そういうふうに追跡調査しながら、その成果がどうあらわれているのかというところまでやっ

ているのかどうかという点までさかのぼると、市長が言うように、基本計画の中でそのことが十分やられていないのではないかというふうに思うのです。そういう点で、どのようにその点をお感じになっているのか、その点について再度お答えをいただきたいと思います。

順序がいろいろで申しわけないのですが、前段者がやっていた中で気になったので、関連して言っておきますと、実施計画についての認識問題で質疑がなされていました。私も発言者の言うとおりに思うのですが、総合計画の第3次実施計画の最初の1ページから計画策定の趣旨のところ、基本構想、基本計画、実施計画、予算、事業の実施と、こうきてます。実施計画の段階でどう言っているかという、実施計画は基本計画で示した施策を計画的に推進するためのもので、平成18年度から3年間に実施する事業の内容を示したものである。3年間に実施するんだと、こういうことですよね。ローリング方式にしてもですよ。ローリング方式でやるというふうに、その前提がある。しかしながら、実施のための実施計画なのです。そのために2ページで財政の見通しとして、歳入歳出、3年間合わせて201億5,142万円、それを実際にはオーバーしていると。積極的な実施計画ではないか、こう言わんばかりの答弁があったが、しかし、事業ベースで執行率が95%あると言っていますが、本当にそうだろうかということで、さっき前段で言った財政の見通しの関係とか。だから、そのおかげで財源を生み出すために、市民に対する手数料、税、その他の住民負担を増加していくということが一方であるわけですから、実施計画遂行とその辺との財源を生み出す関係との兼ね合いの中でどう取捨選択していくのかというのは非常に大事な問題であります。

しかも後期高齢者問題でいう、何と言ったって、勝浦市民の3分の1は65歳以上の高齢者。そして、その半分は後期高齢者、3千五、六百人から、あるいは75歳以上は1千五、六百人と、とにかくそこをどうフォローしていくのかというのを、財源的にも施策的にもかなりの政策転換しないといけないのではないかと思うので、その辺の取捨選択というか、重点を傾斜させていくとか、そういう点も含めて、市長と市の幹部が勝浦市政のあるべき姿、今後の方向づけをぜひ見出してもらいたいというふうにも同時に思うわけですけど、その点についてはいかががお考えなのか、あわせてお答えをいただきたい。

る、具体的な要望に対する答弁をいただきましたが、その点については再質問は今回はいたしません。細かい地図入りの図示した問題については、担当課とさらに話し合いをさせていただきたい、こういうふうに思っておりますので、そういう点で2回目の質問をよろしくお願いします。

まだありました。いわゆる学童保育は、今でいう福祉課の所管ですから、来年度はそれに対して教育委員会所管の上野集会所の一室を福祉課の事業である学童保育の施策にお貸しするということの認識でいいのだと思うのですが、念のために、それでいいのかということが一つ。

もう一つは、先ほど私がるる説明した、教育長も答弁されましたが、文科省所管の施策展開、これは今のところ、目に見えるとか、そういう点で言ってみれば、まだこれからと。これからその辺が教育委員会サイドで練り上げられて、次年度以降やられていくのかなという気がするのだが、そういう認識でいいのかどうか。あるいは、既に行っている地域社会の人たちが課外授業みたいな形で各学校でお話をしていたり、あるいは、教育長がこの間、人生経験のある方々に小学校で1単位15分前後、中学校で15分から二、三十分前後のお話をするボランティア募集をかけていましたが、それらなんかも文科省が言う放課後子ども教室というようなことの一環になるのかどうかというふうな認識でいいのかどうか、その2点。

最後にもう一点は、そうは言っても、今まで学童保育、放課後児童クラブが先行していたのです

けれども、今度新たに文科省の放課後子ども教室が出てきたものだから、ここ数年、すべての子どもたちを対象にした遊び場提供事業ということで、学童保育は1年から3、4年が限定でしょう。ところが、放課後子ども教室というのは1年生から6年生の全部でしょう。だから、そうなるとうると、放課後子ども教室を始めた場合に、学童も同じようなものだから、こんなものはやめてしまえというところが既に出てきているのですね。例えば、物の本によれば、川崎市だとか、東京の品川区などで、廃止ではないけれども、実態としては留守家庭児童のための専用室の専任指導員もなくて、毎日の継続した生活を保証するものとなっていないという状況が生まれてきているのですが、私は学童保育は学童保育ということをきっちり堅持しながら、その一方で、この文科省の言うすべての子供たちの放課後子ども教室も進めるなら進めるという二本立てで進行していくというのが最も望ましい姿だと思うのですが、その点についてどう考えますか。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。鈴木観光商工課長。

○観光商工課長（鈴木克己君） 勝浦市観光拠点施設整備実施計画の内容についてお答えをいたします。

勝浦市観光拠点施設整備実施計画については、現在、まだこれは生きている計画でございます。その中で、議員、ご指摘のありました整備メニューに中央公民館、市民会館の移転と跡地の利用と題してフィッシャーマンズマーケットの整備という項目がございます。本実施計画を整備するに当たっては、この計画の中で時期を分類しております。第1期から第3期という分類になっておりまして、1期が約5年ごとの内容になっております。1期目は、これを策定した平成15年から5年間、続いて、2期目が平成21年からの5年間、第3期目がそれ以降の整備すべきものという内容になっておりますが、今、ご指摘のありました公民館跡地のフィッシャーマンズマーケットの整備につきましては、この中で第2期に分類されているところでございます。

現在、市民会館の問題につきましては、文化会館建設ということで検討されている最中でございますので、その結果を踏まえて、このフィッシャーマンズマーケットも観光の拠点としては必要なものとも考えておりますので、今後、文化会館の建設問題の結果を踏まえまして、さらに検討する必要があるものと考えます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 福祉の関係でお答え申し上げます。精神障害者のハローワークでの件でございますが、申しわけございませんが、詳細については私ども把握はしてないところでございますが、基本的に就労したいというご本人の意思は尊重すべきだろうというふうに考えております。

それと障害者の捕捉の問題でございますが、我々障害者に対し、家庭訪問するとかこちら側に訪れる方もいらっしゃいます。そういう中で、実態を十分に把握して、今後の対応をしてまいりたいというふうに考えております。

それと障害者自立支援法の関係で応能応益1割負担の関係でございますが、現在、障害者サービスの定率負担につきましては、ご承知のとおりでございます。例えば、生活保護については月額負担額はゼロとか、低所得者、これは80万円以下の方でございますが、詳細は避けさせていただきますが、低所得1ということでは月額上限額が1万5,000円、低所得者2が2万4,600円。市町村民税課税世帯と言われる一般につきましては3万7,200円ということで、市長答弁でも申し上げたとおり、これで制度を適用していくという考え方でございます。

ただ、この制度が発足してから1年ほどたちますが、いろいろなご意見があるということで新聞等、報道もございます。そうした中で、平成19年4月から生活保護への移行防止策が講じられると

いうことであります。これは負担軽減策を講じても定率負担や食費等、実費を負担することによりまして大変な負担になるということの中で、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額負担上限額、あるいは食費等、実費負担額を引き下げるといった利用者負担の改正があるところであります。

それと、先ほど教育委員会サイドでのお話の中で、1点だけ訂正といいますか、実態を申し上げますと、放課後子どもプランの中で文部科学省が所管しているのが地域子ども教室、これは教育委員会の所管でございます。私ども福祉については、既に実施しております放課後児童クラブ、放課後ルームといいますか、児童保育ということでございますが、平成20年度、上野に設置する予定でございますが、場所につきましてはお借りするというのではなくて、そのエリアを福祉に所管がえするという専門のエリアだというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） それでは、お答えいたします。まず、1点目の汚濁をなくすための一歩進んだ対応ということでございますけれども、現在、EM活性液を直接投入することによりまして河川の浄化、なおかつ川の底の汚泥等も防止が図られていると思っておりますので、その辺の対応は、現在のところ考えておりません。

次に、白書の配布の件に関しましてですけれども、昨年、職員で白書を作成いたしまして、全部で170部作成いたしました。その配布先につきましては、小・中学校関係で29冊、勝浦漁協と新勝浦漁協、商工会、水産事務所等の関係機関に35冊、市役所関係で41冊、議員関係で22冊、それと環境審議会委員等に40冊、それと近隣市町に3冊ということで、全170冊を配布しております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） それでは、お答えいたします。先ほど事業費ベースで95%を超えているというようなお話、これは市長が答弁したところでございますが、第3次実施計画の平成18年度は終了しておりますので、決算が出ております。この中で計画事業費が19億7,740万6,000円という計画事業費の中で決算数値が18億8,653万2,000円ということで、95.4%、もちろん事業費ベースということになります。このような数字となっております。また、平成19年度分につきましても、今回の12月補正を加味した場合に、予算計上ベースになりますが、95%を超えているというような状況であります。

事業の取捨選択の件でございますが、当然ながら財源の問題、調整も必要になってくるわけでありまして、緊急度、重要度、また老朽化等々も考慮し、事業効果に応じた事業の選択を行っていくという考えでございます。当然、関係課と協議して進めるという状況でございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君） お答えいたします。まず、1点目の放課後児童クラブの上野地区での開催でございますけれども、議員、ご指摘のとおり、コミュニティーの中の一部を使いまして実施をするというところで間違いはございません。

2点目の放課後児童クラブと放課後子ども教室のかかわりでございますけれども、これについては私は勝浦市の特色、特徴を生かして進めるのが大切ではないかなというふうに思っています。例えていいますと、小学校の4年生から6年生につきましては、学校でスポーツや文化的活動に一生

懸命取り組んでおります。しかも学校という安全な場で、教師という指導者がついて進めているわけですから、子供たちの安全・安心な場を十分確保できているというふうに思っていますので、そういうよさは今後も続けていかなければいけないだろうというふうに思っています。

次に、1年生から3年生までの子供については、現在、ご承知のとおり、3つの放課後児童クラブがありまして、来年度はもう一つふえるという状況の中にあります。大変すばらしい施設でありまして、評判もいいわけですから、それは十分尊重して、今後も続けていくことが大切だろう。その中に放課後子ども教室をどういうふうにかかわらせていくかということ、勝浦市の特色を十分生かしながらやっていくことが大切ではないかなというふうに思っています。

先ほどお話のありました、昭和を語るプロジェクトにつきましては、これは学校教育の支援ということでございますので、この制度とはかかわりありませんけれども、地域によっては学校職員のOBが子供たちの放課後の活動にかかわっているということもありますので、そういうことも十分配慮しながら、子供たちの放課後の生活が豊かになるように努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 第3期介護保険事業計画との関連で最後に聞いておきたいのだが、せんだって広域から取り寄せてみますと、介護認定審査会判定結果、平成12年度から18年度まで見てみますと、1から5まで合わせて、あるいは非該当、要支援、その他、認定の結果が平成12年度で664人、平成13年度で932人、平成14年度で1,071人、平成15年度で1,184人、平成16年度で1,135人、平成17年度で1,167人と年々ふえているのですね。この結果をどう見るのか。一方で、国はこんなに介護に金かかってはいけないというので、年寄りを病気にならせないようにして、なるべく病院に通わせないようにして、仮に万一なっても家で見させる老々介護なんていう言葉がはやってきていますが、要するに、医者にかからせないようにという施策を展開しているわけですけど、勝浦市の場合、現実には要介護あるいは要支援も含めて年々ふえてきている。この実態を踏まえて、今後、介護の担当課としてはどういう施策を展開しようとしているのか、簡単でいいですから、お答えいただきたい。

もう一つ、財政ですが、財源手当の問題、きょうの朝日新聞にも11市町村で起債制限比とか実質公債費比率が千葉市では25%間際とかでかかかか出ていた。勝浦市は、たまたま一定の目安から見て実質収支比率が5.1%、実質公債費比率が13.7%と、それが全部正しいとは言わないが、数値の一定の基準から見れば模範的な場所にいる。逆に言えば、布団かぶって寝ているようなものだと悪口言う人もいますが、要するに、今後、どういう方向に勝浦市の財政はもくろむことができるのか。100年先とか50年先なんて話ではなくて、近い将来的にどういう方向がもくろめるのか、簡単でいいですからお願いしたい。

教育長にもう一回お尋ねしたいのは、一つの例として、この間、11月30日に老人大会がありました。そのときに1人だけ救急車で運ばれたと。それが暖房が入ってなくて寒いからが原因かどうかは確定はできませんが、いずれにしても、1人運ばれた。そういう中で、暖房つけろと言ったら、採暖期間は12月1日からですと、こういうことを理由として採暖しなかったと。私事になってしまいうけど、うちの家内も行っていたら、周りにいる勢いのいいおじいちゃんが、「こんな市民会館、たたきぶっ壊しちゃえよ、寒いよ」と、こう言って憤慨していたという話もあるんです。だから、採暖期間は確かに12月1日だけでも、その1日前の11月30日で、しかも年寄りの大会で、なぜ暖房が入れなかったか。全く紋切り型。

事ほどさように、確かに、スクールバスを出すのが統合の条件だと。だから、統合してくれよと言って統合させたのはわかりますよ。だけど、それが基準だからといって、新坂、新田の上を上がったところの奥のほうに左に、あじさい館からずうっと入っていくと奥のほうに家が何軒かあります。そこのうちの小さい子がとぼとぼと歩いてきているんですよ。ところが、そのちょっと先が学校統合の地域だからというので、もっと大きい子がバスで通っている。こんな話があつていいのかと。統合の条件だから、統合しない子は歩けということではなくて、特例というものもあつて、原則と弾力性ということもあるわけですから、その辺は考えてもらわなければいけないと思うので、そういう点、あと3分しかないので、ぜひお願いしたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。初めに、乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） 介護保険の関係でございますけれども、要介護認定者数等の今後の見通しについてというお話でございますが、先ほど議員より年度別に細かく報告があったところでございますが、要介護認定者等の今後の見通しにつきましては、第3期介護保険事業計画上で申し上げますと、高齢者人口、高齢化率等、認定者数とも議員のご指摘のとおり、増加していくものと見込まれます。詳細につきましては来年度の第4期介護保険事業計画策定時に推計等を再度行ってきたいと考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えします。今後の財政の方向性ということでございますけれども、まず、平成20年度の地方財政計画はまだ示されておりませんが、国の平成20年度の予算の概算要求基準によりますと、昨年示されました経済財政運営の基本方針2006、これを引き続き堅持しながら、来年度は最大限の歳出の削減を行うとされております。国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせまして、地方の財政につきましても地方公務員の人件費あるいは地方単独事業の見直しを行うということが、一応、基準として盛り込まれております。これらのことは交付税が圧縮されるというふうに私ども考えておまして、特に市税の伸びが期待できない市にとりましては、交付税の圧縮は非常に財政にとって大きな影響を受けるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、引き続き厳しい財政状況が続くと思っておりますので、歳入の確保と経常経費の徹底した見直しを図りながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君） お答えいたします。市民会館の件につきましては、大変申しわけないというふうに思っております。今後、そういうことのないように十分指導していきたいというふうに思っております。

次に、統合にかかわるバス代の補助ということでございますけれども、原則は原則、柔軟にということでございまして、その辺のところはよく理解はいたしますけれども、そうしますと、市内に幾つかの学校があるわけで、いろんなことがかかってくるので、そのことにつきましては実情を十分に調査しまして、研究をしたいと思っております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 続きまして、根本 譲議員の登壇を許します。根本 譲議員。

〔3番 根本 譲君登壇〕

○3番(根本 譲君) 議長のお許しをいただきましたので、本年最後の一般質問を行います。市長におかれましては、私の意図するところをお酌みいただき、2度、3度質問するようなことがないよう、簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告順に従いまして、2項目の質問をいたします。

まず初めに、防災情報の携帯電話メール配信の提供についてお伺いいたします。現在、我が勝浦市においては、防災、防犯、消防、その他市民への緊急情報を伝える手段として防災無線が使われております。しかし、我が市は山間部が多く、情報が障害物に遮られ聞こえなかったり、風の方向によって内容がはっきり確認できないところが数多く点在しております。住民からも防災無線の増設を要望されることが何度もありました。しかし、防災無線を1基増設するには、聞くところによりますと、約400万円もの経費が必要と伺っております。現在、3人に2人が携帯電話を所有していると言われます。その携帯電話に防災無線の情報をメール配信する会社は何社かあり、既に購入している自治体があるとのこと。私なりに調査しましたので、その利点について述べさせていただきます。

まず1点目、防災無線の聞こえないところに住んでいる人に対し、情報伝達を補完することができる。

2点目、導入するについては、経費は税別で5万円と非常に安くなっております。この5万円は1万人以下の登録ということだそうです。情報を希望する方は登録を必要としますが、登録料、情報料は無料となっております。

3点目、携帯電話に情報を配信するため、日本のどこにいても受診することができ、市街地においても火災情報を受信し、駆けつけることが可能になります。また、高齢者を持つ子供が県外に住んでいたとしても、洪水警報を受信したとして、電話により避難を呼びかけたり、隣人に避難の手続きをお願いすることもできます。

4点目、防災無線を聞きそびれて、また強風により聞こえなかった場合でも、メールによりより確実に情報を得ることができ、正確な内容をそのまま保存できるため、ほかの人にも正確に伝えることができます。これにより、環境防災課への問い合わせが減少することが考えられます。

5点目緊急情報に限らず、市の主催するイベントの中止の連絡など、緊急に市民に知らせる必要がある情報も伝達することができます。防犯についても児童の安全にかかわる緊急情報を迅速かつ的確に保護者へ伝達することができます。

以上のような数多くの利点が考えられますが、この携帯電話のメール配信を導入するお考えがどうか、お伺いいたします。

次に、肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成についてお伺いいたします。かつて死亡原因の第1位だった肺炎は、戦後、抗生物質の登場により死亡者数が急激に低下し、第4位になりましたが、1980年以降、再び増加傾向になり、特に高齢者の肺炎がふえているのが特徴であります。高齢者が肺炎を起こすと重症化しやすく、死因の上位を占めております。また、高齢者の肺炎の原因は、半数近くが肺炎球菌によるもので、近年、肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されております。調べによりますと、肺炎球菌ワクチン接種は感染予防目的以外は自己負担で6,000円から9,000円かかるそうです。我が国におきましては、北海道せたな町が平成13年9月に65歳以上の高齢者を対象に国内で初めて肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を始めました。せたな町では、あわせてほかの予防対策も進めておりますが、その結果、国保1人当たりの医療費が平成3年の道内1位から

平成16年時点で182位へと大きく改善し、医療費削減につながった実績があると伺っております。

人口の急激な高齢化に伴って医療費が増大する中、従来の治療中心の医療を予防重視に改めるためにも、肺炎球菌ワクチン予防接種を公費助成として勝浦市に導入できないかお伺いたします。以上であります。

○議長（末吉定夫君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの根本議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、防災情報の携帯電話メール配信提供についてであります。携帯電話にも通話不能地域があり、また、非常時には使用できない場合も現実にあります。しかし、防災上、情報の多ルート化は必要であると考えますが、この整備に当たり、幾つかの問題点を解消しなければなりません。

セキュリティ面といたしましては、大切な住民のメールアドレスのアカウントを暗号化してアドレスの漏えい対策が万全であるかどうかであります。

体制の整備といたしまして、緊急情報を配信するためには24時間体制でなければならないこと、火災情報については夷隅郡市消防本部との協議を要することなどが考えられます。

また、運用面といたしまして、このシステムを導入した場合には、防災情報のみならず全庁的に活用すべきであり、配信すべき情報には何があり、その場合の配信先の組み合わせが何組まで可能なのか、不必要な配信や不要な受信がないようにサービス受益者が任意に情報種別を選択できるようなシステムか、エラーメールアドレスの抽出を行い、自動で削除できるか、配信状況を自動集計して容易に統計がとれるかなどの問題があります。

以上のことを踏まえ、今後、軽費な携帯電話メールの配信提供が可能であるかを調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成についてであります。高齢者になるにつれて体の抵抗力が衰え、風邪やインフルエンザをきっかけに気管支が弱っている場合に肺炎球菌が肺まで入り込み、肺炎になりやすくなると言われております。

そこで、肺炎にならないためには風邪やインフルエンザ予防が大事であり、風邪は手洗いやうがい、インフルエンザにはインフルエンザワクチンの接種で予防するよう広報等で周知しているところであります。

しかしながら、肺炎球菌ワクチンの効果は人によって異なりますが、ワクチンの接種で高齢者の肺炎による重症化の予防が図られ、医療費の削減につながったという議員のご指摘もございしますが、ワクチン接種の有効性、安全性に関して、国、県の予防接種に関する動向及び勝浦市医師会の協力が必要不可欠でありますので、医師会と協議していきながら、医療費削減効果も含め、一部助成制度については、今後検討してまいりたいと考えます。

以上で根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○3番（根本 謙君） 意に反しまして、2回目の質問をいたします。お許しください。先ほど市長のほうからありました通信不能な地域があるということでもありますけれども、これはただ単に、まだ会社のほうでアンテナを立てるのが間に合わないということを伺っております。これはいずれ、必ず不通なところにも届くようになるのだらうなど、私はそう思っております。

実は、私、携帯電話に勝浦市警察署のこういうメールが入るのです。勝浦警察署事件事故速報と

というのが私の携帯電話にメールで入っております。これは皆さんもやっている方もいらっしゃるかと思うんですけども、この中に提供する情報ということで、子供に対する声かけ事案等、不審者に対する情報、犯罪発生情報、ひったくり、車上ねらい、自動車窃盗、オートバイ窃盗、自販機ねらい、空き巣、交通事故発生情報等々が随時、私の携帯電話に流れてきております。こういうものを持っていきますと、自分のところに受けたときに、その地域の方に話しやすいのです。これは非常にいいなと思ひまして、あえて今回、防犯ではありませんが、防災も含めて勝浦でやっていただけないかなというのがありましたけども、これはなかなかやっていけないかなと、そういうふうに私は理解いたしました。

他の市町村を見ますと、これは私の知っている限りなのですが、隣の鴨川市においては来年度、これを実施するという方向になっているそうです。また、これは防災ではなくて防犯、子供たちの安全ということで、九十九里は学校と保護者と警察が一緒になって、1学区だけなのですが、防犯のメールが父兄のほうに流れるということになっております。九十九里の自治体にもお願いしたのだけど、自治体のほうではなかなかやっていただけないということで、生徒の親が中心になって、それを1地区だけやっているということのを伺いました。いずれはこの携帯電話に関しては、便利なものですから、何とかいい方向に考えていただければなど、そう思いますので、よろしく願ひいたします。

肺炎球菌につきまして、一つだけ願ひしたいなと思ひます。先ほどせたな町の話をしましたけども、若干補足させていただきますけど、せたな町が平成13年9月から65歳以上の高齢者を対象に国内で初めて肺炎球菌ワクチン接種へ公費助成を始めまして、町が費用のうち2,000円を負担します。現在、65歳以上の高齢者が58%、約440人の接種が行われているということです。現在、他の市町村でも肺炎球菌ワクチン接種公費助成を導入するところが出てきて、平成16年7月に21の市町村が公費助成を行っているということのを伺っております。1人当たりの医療費の削減にもつながると思ひますので、何とか前向きに検討していただけないかと願ひいたしまして、私の質問を終わりにいたします。以上です。ありがとうございました。

○議長（末吉定夫君） これをもって一般質問を終結いたします。

休 会 の 件

○議長（末吉定夫君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月13日は議事の都合により休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、明12月13日は休会することに決しました。

散 会

○議長（末吉定夫君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
12月14日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後4時05分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問
1. 休会の件